

令和4年10月6日

◎大石委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

◎大石委員長 本日から委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、12日水曜日の委員会で協議をさせていただきたいと思っております。

お諮りいたします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎大石委員長 御異議なしと認めます。

それでは議案及び報告事項を一括議題とし、部局ごとに説明を受けることにいたします。

なお、本日は議事堂会議室において12時半から決算特別委員会の組織委員会を開催いたしますので、11時45分ぐらいまでには終了して、早めに休憩に入らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

《総務部》

◎大石委員長 それではまず、総務部について行います。

議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

また、この後行う行政管理課の議案に教育委員会及び警察本部が関係するため、教育委員会より長岡教育長、警察本部より江口本部長が同席しております。

◎徳重総務部長 それではまず、今回の補正予算の概要につきまして御説明させていただきます。お手元の表紙に、総務委員会資料、議案補足説明資料の総務部の1ページ、令和4年度9月補正予算案の概要をお開きください。

今回の一般会計補正予算(案)につきましては、主に原油価格や物価の高騰への対応、また、新型コロナウイルス感染症への対応を図るためのものがございます。

まず、下の歳出の表のうち補正額(B)の欄の一番下の行でございますが、総額で187億3,853万1,000円の増額補正となっております。

歳出の内訳といたしましては、(1)経常的経費が166億6,600万円余りとなっております。このうち、その他が161億8,000万円余りでございますが、これは感染者の入院病床や

宿泊療養施設の確保、陽性者フォローアップセンターの運営、医療施設や社会福祉施設への給付金などとなっております。また、(2) 投資的経費が20億7,200万円余りとなっております。これは、公共事業に係る国費の内示増への対応などでございます。

これらの歳出を賄う上の表、歳入の補正につきましては、中段の(2) 特定財源が177億400万円余りとなっております。内訳といたしまして、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が136億1,000万円余りや、地方創生臨時交付金14億900万円余りとなっておりますが、そういったものなどで165億8,800万円余り。県債は、公共事業などに係る借入れとして、9億1,100万円。その他は、公共事業に係る市町村からの負担金などで2億500万円余りとなっております。

上段の(1) 一般財源につきましては10億3,300万円余りとなっております。内訳といたしまして地方交付税が3,700万円余り、その他が9億9,600万円余りとなっており、前年度からの繰越金を活用するものでございます。

以上、9月補正予算(案)の全体の概要でございます。

次に、総務部関連の議案でございます。お手元にお配りした右上に①とあります、高知県議会定例会議案(補正予算)の表紙をめくっていただき、目録を御覧ください。

総務部からは第1号議案令和4年度高知県一般会計補正予算の所管分といたしまして、財政課と管財課から提出させていただきます。詳細につきましては、後ほど財政課長と管財課長から説明いたします。

次に、条例その他議案でございます。お手元にお配りした、右上に③とあります、高知県議会定例会議案(条例その他)をおめくりいただきまして、目録を御覧ください。

総務部からは、第4号議案高知県個人情報保護に関する法律施行条例議案、第4号議案高知県職員の高齢者部分休業に関する条例議案、第7号議案職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案、第8号議案職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案の計4件を提出させていただいております。各議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきます。

次に、報告事項でございます。お手元の表紙に、総務委員会資料報告事項と記載された資料のうち、総務部という青いインデックスがついた資料を御覧ください。

今回御報告いたしますのは、行政管理課から令和3年度内部統制の評価についてと、財政課から今後の財政収支の見通しと令和3年度決算に基づく健全化判断比率等の状況について、市町村振興課からは令和3年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率等の状況についての4件でございます。詳細につきましては後ほど担当課長から説明させていただきます。

最後に、主な審議会等の状況でございます。資料は先ほど御覧いただきました議案補足説明資料のうち、審議会等とある赤いインデックスの貼ってある資料を御覧ください。

まず、高知県公益認定等審議会でございます。今期につきましては6月28日、7月22日及び8月23日に開催いたしまして、諮問案件1件について審議し、答申が決定されております。

次に、高知県行政不服審査会でございます。今期につきましては、6月23日、7月26日、8月30日及び9月28日に開催いたしまして、諮問案件5件について審議しております。うち4件は答申が決定され、1件は審議を継続することとなっております。

次に、高知県公文書管理委員会でございます。今期につきましては、7月12日及び8月9日に開催いたしまして、保存期間が満了した公文書の公文書館への移管及び廃棄についての諮問に対して答申が決定されました。

次に、高知県公文書開示審査会でございます。今期につきましては7月5日、8月2日及び8月23日に開催いたしまして、諮問案件2件について審議しており、いずれも審議を継続することとなっております。

次に、高知県個人情報保護制度委員会でございます。今期につきましては7月27日、8月30日、9月12日に開催いたしまして、諮問案件1件につき審議し、答申が決定されております。

最後に、高知県公務災害補償等認定委員会でございます。今期につきましては8月4日に開催いたしまして、諮問案件4件について審議しており、答申が決定されております。

なお審議会の開催状況につきましては、担当課長からの説明を省略させていただきます。

◎大石委員長 続きまして所管課の説明を求めます。

#### 〈行政管理課〉

◎大石委員長 初めに、第7号議案について行政管理課の説明を求めます。

◎寺村行政管理課長 それでは、関係します課が多いことから、説明の順を入れ替えましてまず第7号職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案につきまして、関係課を代表いたしまして御説明させていただきます。議案補足説明資料の赤色のインデックス、行政管理課の1ページをお開きください。

まず1番目条例の改正理由につきましては、昨年の地方公務員法の一部改正等に伴いまして、職員の定年を段階的に引き上げますとともに、管理監督職勤務上限年齢制や、定年前再任用短時間勤務制の導入など、所要の改正を行うものでございます。これらは国家公務員と同様の措置となります。主な条例改正の内容につきまして御説明させていただきます。なお施行日は、一部を除き、令和5年4月1日からとしております。

まずは、1定年の段階的引上げでございます。現行の定年年齢は、医師等を除きまして60歳としておりますが、この定年を令和13年度まで段階的に引き上げまして、65歳とするものでございます。資料の2ページを御覧ください。表の左側の生年月日に対応しました定年年齢を、右側に記載しております。具体的には、資料の中ほどにあります令和4年度

に、59歳に達する職員から定年が引き上げられまして、1歳ごとに定年が1年ずつ段階的に引き上げられてまいります。また、定年の引上げに伴いまして、現行の再任用制度は廃止されることとなりますが、段階的引上げ期間中の経過措置として、暫定再任用という名称で同様の制度が、定年引上げの完成まで引き続き残ることとなります。

それでは、資料の1ページにお戻りください。左側中段の2管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入でございます。組織の新陳代謝を促進し、組織活力を維持するため、管理監督職の職員は、60歳到達後最初の4月1日までに、管理監督職以外の職、基本的には課長補佐、出先次長級への職へ降任することとなります。なお4月1日までとしておりますが、実際には4月1日の定期人事異動で降任することとなると考えております。ただし、資料の※の2つ目にありますように、職務遂行上の特別な事情がある場合は、役職定年制の例外といたしまして、制度上、特例的に降任させないことが可能となっております。

次に3、60歳に達した職員の給与でございます。職員の給料月額、職員が60歳に達した日より後の最初の4月1日以後、その職員に適用される給料月額の7割となります。なお、先ほど御説明いたしました、役職定年により降任した者の給与につきましては、降任前の給料月額の7割ずつとすることとしております。

次に、資料の右側上段4退職手当でございます。まず、退職手当につきましては、現行制度では、定年前に退職した場合は、自己都合か勧奨退職かになりますが、今回の制度改正を踏まえまして、当分の間は、職員が60歳に達した日以後、定年前に非違なく退職した場合は、定年退職として退職金を算定することとします。

もう1点は、ポツの2つ目ですが、先ほど御説明しました給料月額の7割措置によって、退職手当の算定が不利にならないよう、既存の制度であるピーク時特例を、今回の7割措置による減額についても適用しようとするものでございます。具体的には、下のイメージ図の右の四角の枠囲みを御覧ください。退職手当の基本額は原則として、退職日の給料月額に、勤務期間に応じた支給率を掛けて計算することとしております。このため給料月額の7割措置後に退職した場合、7割措置の額が基礎となりますと、退職手当が大幅に減少することとなりますことから、ピーク時特例の計算方法にありますように、7割措置による減額前の給料月額の期間と、それ以降の退職日の給料月額の期間を分け、それぞれに支給率を掛けて計算しようとするものでございます。

次に、5定年前再任用短時間勤務制の導入でございます。60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、職員が短時間勤務を希望する場合には、60歳に達した日以後、定年前に一旦退職した上で、短時間勤務の職に採用することができる制度を導入するものでございます。基本的な仕組みは、現在の再任用制度と同様となりますが、任期は1年ごとではなく、定年退職日相当日までとなります。

最後に、6 情報提供・意思確認制度の新設でございます。こちらは、職員が60歳に達する前年度、つまり59歳になる年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、60歳後の勤務の意思を確認するよう努めようとする内容を定めるものでございます。本規程につきましては、公布日施行としており、本議会での議決を頂きましたら、条例公布後、10月から12月をめどに該当する職員の情報提供・意思確認をしてみたいと考えております。なお、資料右下※にありますように、現行定年が65歳となっている医師等につきましては、今回の定年引上げ対象外とし、現行どおりとなりますので、資料の1～4及び6については対象外となります。主な改正内容は以上となります。

なお、今回定年年齢の引上げ及びこれまで説明してまいりました諸制度の導入に伴いまして、関連します複数の条例議案を改正することとしております。

資料3 ページ、4 ページに改正する条例と、その主な内容をまとめております。概要は先ほど説明させていただきましたとおりですので、詳細な説明は割愛させていただきます。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎上田（周）委員 職員の定年延長が、令和13年度までに段階的に65歳にしますよということで、ちょっと全体的なことをお聞きしたいのですが。段階的に引き上げることで、いろいろメリットとかデメリットがあるのかなと思います。定年が延長されることによって、これまでと違って、退職者が年によっては大きく減少するということがあるかと思いますが、一方で単純に考えますと、新規職員の採用に影響しやしないかと思いますが、今3,300人体制ですよ。それとか採用計画みたいなものに影響してきやせんかなと思いますが。その辺りをどういうふうにご考えられているかをお聞きします。

◎寺村行政管理課長 委員がおっしゃるように、今回の制度移行により職員が退職しない年次が出てまいります。数的には定年引上げ対象者が一定現在の再任用職員に置き換わる形となりますので、一定分の増加数は吸収できると考えております。ただ、職員数をどうしていくかという視点もございますので、具体的な新規採用者数につきましては、毎年度実施します定年引上げ対象者や再任用職員の意向調査で、どれぐらいの方が残られるかといった数を考えながら、年度間の変動ができるだけ少なくなきますように、計画的に採用してみたいと考えております。

◎上田（周）委員 具体例として、去年まで決裁権があった課長が職を解かれて、けれど経験があるということで再任用され、その職場で一緒に仕事してます。一つ課題というか、結構人間関係ですから、去年まで課長してる方が再任用でいると、職場の雰囲気はなかなか。それは職場によって違うのか分かりませんが、相対的に県庁は組織が大きいし、いろんな予期せぬ職場が出てくるかなという不安もございますが、その辺りソフト面ですけど、どんなふうに対応して行くようにしてますか。

◎寺村行政管理課長 おっしゃるとおりの懸念のこともあると思いますので、一定はまず

人事異動の中で、そういった点、例えばそれまで直属の上司がいきなりその職場で部下になるようなことがないように、一定そういった点も配慮することが必要だと考えております。また、定年延長されました職員が増えてまいりますことから、全庁の職員に対しましても、まず定年引上げの制度の周知を行い、制度理解を深めますとともに、また定年延長になった職員に対しましても、いわゆる、今までの上司じゃない部下になったんだということで、新たな職位への働き方などについても意識をしっかりと持っていただきますよう、研修も行ってまいりたいと考えております。

◎上田（周）委員 課長から研修というお話が出ましたので、要請ですが。良いところは、県庁職員として長いこと経験された課長が残りますので、採用1年から5年ぐらいの若手職員に対して、培ってきた経験とか知識を伝えられるというような利点もあろうかと思えますので、その辺りは県庁内で話されて、よろしく願いいたします。

◎塚地委員 今、上田（周）委員のほうからいろいろ御意見があったこととちょっとダブるかとは思いますが。先ほどおっしゃってた、定数のお話です。一定退職者数が減って、職員定数が決まってるっていうときに、新規採用をどう保障していくか、県庁の新陳代謝という意味でも、重視せんといかんところだと思うんですね。どうやって若手採用を保障していくかというときに、その財源措置的なものだったり、そういうものが国からも示されているのかどうか、そこらあたりはどんな状況ですか。

◎寺村行政管理課長 実はまだ具体的に、国から今回の件に関して、こういった措置をとる話じゃなくて、ただ、今後増えるであろう人件費については、一定地方財政計画の中で考えていくと聞いております。また今回の定年引上げの人件費の増につきましては、全国知事会を通じましても、円滑な制度移行のために必要な財政措置を講じることと要望しておりますので、その動きを注視してまいりたいと考えております。

◎塚地委員 ぜひそこを強固に言っていただきたいと、お願いしておきたいと思えます。それとこの間まで管理職だった方が同じ職場で、管理職が解かれておられるという、知事部局もそうだと思うんですけど、今日ちょうど県警本部も来てくださっていて、まず県警の場合は、物すごく階級性がはっきりした組織だと思うんですね。その階級性がすごくはっきりした組織の中で、管理職だった皆さんが役職を解かれた形で、一般職員の皆さんと仕事して、職場でどういうふうに力を発揮できるのか。もしくは、職場の中で部下の皆さんがちょっと気を使うような状況になるのか、そういう懸念はどうしても強くある機関なんじゃないかなと思うんで、定年延長に関してそういう検討はされているのか聞かせていただきたいです。

◎尾崎警務部長 役降りというふうに呼んでおりますけれども、警察官のポストにつきまして改正条例の中では、人事評価、勤務状況、勤務経験等に基づきまして、適性を要するポストに配置をすることを第1基準で考えていく。また人事計画その他の事情を考慮しま

して、警部補というポジションになるんですけども、その中で上位の職へ降任をするという運用上の基準がまずございます。こうした基準を遵守した上で役降りした警察官の知識、技術、経験といった部分を、次の世代に継承していくということが県警としても課題となっておりますので、警察組織全体として、そういった高齢期の職員の能力を、最大限活用できるような人事配置に努めるということに尽きると考えておりますけれども、また役降りした警察官の職務執行能力の低下を招かない配置をしてみたいというふうに考えております。

◎塚地委員 上位の職というのは、どのレベルになるんですか。

◎尾崎警務部長 役降りにつきましては、警部補という階級に役降りをするとなっているんですけども、警部補の中でも幅がありますので、警部補の中でより上位のポストにつけて指導等に当たるポジションに配置をするという意味でございます。また、委員御指摘の警視、警部というポストにいた職員が、役降り後ちゃんと力を発揮できるのか、それも上意下達という性質でどうかということなんですけれども、この警視、警部の階級にあったものでありましても、役降り後にはあくまで警部補の階級として職務を行うということで、これは高知県の警察組織規則または警察処務規程、規則といった内部規程にのっとりまして、現に管理監督職にある者の指揮下に当たってしっかり職務を行うということは、規則に従って行うというふうに運用していく考えでございます。

◎塚地委員 つまり警視さんだった人も警部補になるってということですか。

◎尾崎警務部長 おっしゃるとおりでございます。警視、警部という階級にあった者が警部補という階級に役降りをするということでございます。

◎塚地委員 明確に階級を変えるというシステムで、やっていかれるようになるってことですね。分かりました。そこはやっぱり人間関係の問題もあろうかと思っておりますので、そういうところで力を発揮してもらえよう、先ほどの研修のお話もありましたけど、気をつけて取り組んでいただきたいと思っております。関連して、教育委員会も同じような状況があって。校長は、その学校のトップのリーダーという形でリーダーシップを発揮するのが、使命ということでやってきている職なので、そこはそういうふうに組織をつくっていくのか。

◎長岡教育長 基本的にはやはり、校長であっても教諭になるということが大原則です。ただ教員の場合には、例えば初任者を学校の中で指導するような立場の役割があったり、生徒指導という立場があったり。それから中学校に至っては、教科会、いわゆる研究を見るような立場があったりと、若手を育てるような立場は結構ありますので、その校長なり教頭なりの特性とか、今までの御経歴とか得意な分野を把握した上で、家庭の指導を行うような立場など、人事の中で配置していこうと考えております。

◎塚地委員 御本人の自覚がやっぱり一番大きいかなと思うんですけども。そういう立ち位置に変わっていくんだと思って、定年延長を迎えると。意識や希望の調査をすることが決

まってると思うんですけど、そういう中でしっかりそういうことも伝えてやっていただきたいと思います。

◎長岡教育長 これが採決いただいた段階で、我々も説明をしていきたいと考えております。その段階で、校長とか教頭については、そういった立場に降りていただくというお話をするとともに、実際今でも何十人かは、教諭として働いてくださってますので、そういう方の御意見を紹介しながら、意識改革をやっていきたいというふうに思います。

◎塚地委員 それで今再任用をされている人たちになかった、様々な手当が定年延長になつたつくようになるという側面でいうと、それはそれで労働環境として改善されるのかなという思いはあるんですけど、ただ定年というのは、あくまで正式採用で採用されている人なのに、ここで書かれています、給与が7割に減るといって、同一労働という考え方でいうと、その7割に減るといって問題がやっぱりちょっとひっかかってきて。定年というのは、あくまで定年でそこまできちんと雇っているということやと思うんですけど。その7割に減らすことについての考え方と、なぜ7割なのかというところは、お聞きしたいです。

◎寺村行政管理課長 委員がおっしゃるように、60歳を超えても引き続き同一の職務や職責を担うのであれば、本来は給与水準が維持されることが望ましいことと考えております。ただ他方で、公務員の給与は社会一般の情勢に適応する必要がございます、今回国において、民間企業における高齢期雇用の給与水準の調査結果を踏まえまして、7割措置にした制度設計が行われたものと承知しております。ただ、今回の措置は当分の間という措置に位置づけられておまして、今後の状況を踏まえ人事院における検討状況を踏まえて、政府が所要の措置を順次講じていくと聞いておりますので、様子も注視してまいりたいと考えております。

◎塚地委員 原則がはっきりしていて、でも国のほうで査定をして7割になりましたってことになっていて、一番最後のところで、今後どういう状況になっていくのかっていうのは、人事院の調査状況も見ながら変えていくという。私はそこがすごく大事だと思っていて、令和2年で人事院が調べた民間の課長職の退職延長後の給料は、私が見た数字では、77%ぐらいあったと思うんですよね。それは現状をしっかりと見て、7割だから7割ということじゃなくて、今後の変動を見ながらきちんと保障もしていくという考え方で臨んでいただきたいなと思っております。

◎寺村行政管理課長 今後とも、人事院の調査の状況や国の措置の状況、また本県の人事委員会、それから他県の状況なども踏まえまして、適正に対応してまいりたいと考えております。

◎大石委員長 この役職定年制で特例があると思うんですけども。この特例というのはいろいろ問題にはなるかと思いますが、一旦降任した後に、これは1年とか2年ならまだしも、令和13年以降は5年あるということで、なかなか長い期間の中で一旦降任はさせ

たけれども、能力とか状況を考えたときにもう一度役職につけたいという場合が出てきた時は、この書き方を見ると、降任した後は任命できないと書いてますけれども、特例ではできるようになるんですか。

◎寺村行政管理課長 特例措置は、現在引き続き管理監督職におられることができるようにするとなりますので、一旦降任したものを、さらにもう1回昇任させることは想定しておりません。

◎大石委員長 できないですね。分かりました。いずれにせよ、モチベーションの問題などもあろうかと思いますので、あと特例をどういう基準でやるかとかも含めて、いろいろこれから議論されると思いますが、慎重に取り扱っていただけたらと思います。質疑を終わります。

これで教育長と警察本部長は退席いたします。

(教育長、警察本部長退席)

◎大石委員長 それでは、引き続き行政管理課の説明を求めます。

◎寺村行政管理課長 続きまして、高知県職員の高齢者部分休業に関する条例議案につきまして御説明させていただきます。資料の5ページをお開きください。

まず、上段、概要の枠を御覧ください。この制度は地方公務員法の規定に基づきまして、条例で定めることにより、定年退職前の一定期間内に休業を取得できる制度となっております。今回の定年引上げに際しまして、高齢期職員の多様な働き方の選択肢の一つとして、導入するものでございまして、現在都道府県では24団体で導入されております。

また、休業の取得に当たりましては、2ポツ目にありますように、加齢による諸事情への対応や、ボランティアなど社会的貢献活動への従事、定年退職後の人生設計のための準備などを想定しておりますが、取得理由につきましては、地方公務員法の改正趣旨や、既に導入している他県の状況も踏まえまして、制限を設けないこととしております。

主な制度内容について御説明いたします。1対象年齢は、定年から5年を減じた年齢からとしております。先ほどの職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案で御説明させていただきましたとおり、令和5年度から、定年年齢が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられますことから、資料の表にありますように、令和5年度から56歳、令和7年度から57歳と段階的に引き上げ、令和13年度以降は60歳から取得可能となっております。

次に2取得期間は、当該職員が対象年齢に達した日より後の最初の4月1日以後の日で、当該職員が申請した日から定年退職までの期間となります。

次に3休業時間は、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲で、5分単位で取得できます。また、取得期間中は、休業時間の短縮または延長も可能となっております。

次に4給与等については、その月の勤務しない時間の積み上げ給与を減額することとな

ります。また退職手当につきましては、取得期間の2分の1に相当する期間を在職期間から除算いたします。

次に5取得手続につきましては、各任命権者は、対象年齢に達した職員が申請した場合、公務の運営に支障がないと認めるときに、承認できることとしております。

最後に、資料の一番下の施行期日でございます。施行期日は定年引上げと同様、令和5年4月1日からとしますが、令和5年4月1日以降の休業取得のため、事前に申請の期間等が必要となりますことから、申請手続につきましては別途規則で定める日からとすることといたしたいと考えております。本条例の説明は以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 先ほどの給与等のところですが、要するに、有給ではありませんよっていう意味ですよ。

◎寺村行政管理課長 休業ですので、勤務しない時間は給料を減らさせていただきます。

◎森田委員 非常に、何ていうかフレキシブルな対応で、高齢期の人生設計だとか、それには役に立つかも分らんけど。1時間単位とか、5分単位とか、就業内容の密度は随分落ちるんじゃないかと危惧するけど。そこら辺はどうなんでしょうか。

◎寺村行政管理課長 おっしゃるとおり週に2分の1以内としておりますので、2分の1マックスを休業されますと、就業密度は一定落ちるものと考えています。そうなりとやはり公務に支障があるかどうかということになりますので、所属長は、職務に支障のない範囲で休業を認めることとなると思います。

◎森田委員 就業しなかった時間を減額するといっても、就業時間が果たして、しっかり8時間と同じような濃度、密度、精度かどうかというのは、やっぱり上司がきちっと見て対応する必要があると思うんで、そこら辺も頭に入れながら、しっかり職務状況を見てほしいなと思いますね。

◎寺村行政管理課長 職員が休業を取る場合には、職務の状況、御本人さんの状況、それから所属の状況も見ながら、丁寧に対応してまいりたいと考えております

◎三石委員 森田委員から話がありましたけど。休業時間が、1週間当たりの通常の勤務の2分の1を超えない範囲で、5分単位というところ。決めてることやからどうのこうのは言えんけど、こんなことができるのかなと思うんですけど。補足説明してもらえんのか。

◎寺村行政管理課長 国や他県の制度上、現在5分を単位として、最大2分の1を超えない範囲でということになっております。本県としても、そういった形に対応させていただいております。ただおっしゃるとおり、マックス2分の1を休まれますと、やはり対応困難な場合も出てくると思います。例えば、本当に支障がある場合は、本人の御事情も勘案しながら、認めるとか認めないのか、もしどうしてもやむを得ない事情で認めざるを得な

い場合は、その職場で公務に支障がない範囲で、こういった人事的な手当てが打てるのかということも見ながら、丁寧に対応してまいりたいと思います。ただ実際、本当に公務全体に大きな影響が出るのかどうなのか検討した場合に、現在24団体で導入しておりますが、令和2年度全国都道府県で55名程度、各県平均でいうと大体2名程度になっておりますので、本県の中で大きな影響は出ないのではないか想定しております。

◎加藤委員 新たに制度をつくって、定年から5年を減じた年齢で、対象としていくということですが、他県の事例とか国の基準に準じて導入されると思うんですが、何ていうんですか60歳を超えた方を対象にするという方法もひとつではあると思うんですよ。61歳に定年が延びた段階で、60歳61歳の方とか、62歳に伸びた時点で60歳、61歳、62歳の方が対象とか。新しくできる制度なんで、そういう運用の仕方も検討されて、今の制度運用になってるのかというところをちょっと伺いたいんですけど。

◎寺村行政管理課長 もともとこの制度自体は地方自治法の改正に伴いまして、定年年齢を引き上げる前からあった制度でございまして、そのときから総務省の基本的な考え方が定年のときから5歳前という考えでございました。当時は55歳でした。ですので今回定年の引上げに本県も考慮いたしまして、他県の状況も踏まえまして、順次上がっていく定年年齢から5歳を減じた年齢として本件を運用してまいりたいと考えてるところです。

◎黒岩委員 先行した24団体の取り組んでる状況等もお聞きになったと思うんですけど、いろいろ課題になった事だとか、高知県が導入するに当たっては、こうしたほうがいいとかいろいろ議論した事あるんですか。

◎寺村行政管理課長 具体的に他県にこうした課題があるかどうかという話までは聞いておりませんが、私どもが考える課題といたしましては、やはりその職員のいろんな事情に配慮できるのかどうなのか、また配慮した場合、職場にデメリットといたしますか、負担がかからないような形ができるのかどうなのかというところを、引き続き考慮していかなければならないという点を検討してまいりました。そのために、例えば職員が、途中で休んだときに、全体的に公務に支障がある場合については、一定先ほど申しました人的な配慮も含めて、検討してまいりたいと考えております。

◎黒岩委員 人数的にも割と少ない人数しか利活用してないということなので、それほどの大人数に高知県がなることはないと思うんですけど、便宜を図ってあげるということで。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

#### 〈法務文書課〉

◎大石委員長 次に、法務文書課の説明を求めます。

◎次田法務文書課長 それでは、第4号議案高知県個人情報保護に関する法律施行条例について御説明させていただきます。お手元の議案補足説明資料の赤色のインデックス、

法務文書課の資料を御覧ください。

まず、1 個人情報の保護に関する法律令和 3 年改正の趣旨について、御説明させていただきます。法律改正の背景としましては、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護と、データ流通等の両立が要請される中で、これまで民間事業者や国の行政機関、独立行政法人をそれぞれ対象としました個人情報保護法、また地方公共団体は、各自治体で定める条例等の規定により、個人情報の取扱いについて、それぞれ解釈運用をしていたため、1 つ目の丸、データ流通の支障が生じないように、団体ごとの個人情報保護制度に相違を生じさせないことや、2 つ目の丸、全ての団体で一定の個人情報の保護水準を満たすことが求められていました。こうしたことから、デジタル社会形成整備法により、個人情報保護法が改正されまして、右の 1 つ目の丸にありますように、これまで民間事業者や国の行政機関、独立行政法人を対象としてきた 3 本の法律が、個人情報の保護に関する法律に統合されました。また 2 つ目の丸、これまで条例で規定されておりました、地方公共団体の個人情報保護制度についても、来年度からは、法で全国的な共通ルールが規定されます。これに伴い、現行の個人情報保護条例は廃止することとし、法で委任された内容を定める高知県個人情報の保護に関する法律施行条例を新たに制定しようとするものです。

次に、2 改正後の法と施行条例の主な内容について御説明します。まず、共通のルールとして、国も地方公共団体も、法で定める定義を使用し、旧行政機関個人情報保護法の規定の解釈運用を考慮しながら、運用することとなります。

次に、個人情報ファイル及び行政機関等匿名加工情報関係です。資料では、法の規律の内容と条例に委任され、新たに実施することとなる内容を整理しております。個人情報ファイルは、職員が職務上作成取得した個人情報で、一定の方法で検索できるように体系的に構成された情報の集合物を指しますが、個人情報ファイルに記録された個人情報の本人の数が 1,000 人以上のものについては、個人情報ファイルごとに利用目的や記録している個人情報の項目名等を記録した個人情報ファイル簿を作成し、公表することが義務づけられます。なお、公表義務の対象外ですけれども、1,000 人未満の個人情報ファイルについても、年に 1 回その概要を公表することとしております。また、匿名加工情報とは、行政機関等が保有する個人情報を、特定の個人を識別することができないように加工し、復元できないようにした情報を指しておりますが、匿名加工情報の利用に関する提案募集制度の導入が義務づけられます。事業者から提案があった場合には、審査の上、利用契約を締結し、手数料の納付後に匿名加工情報を提供することとなります。その際の手数料については、政令で定める額を標準として条例で定めることとなっておりますので、政令で定める額と同額の手数料を条例で定めることとします。

次に、開示、訂正及び利用停止関係ですが、各自治体が定める情報公開条例等との整合性を図るために、一部、独自で条例で規定することが可能とされていることから、開示決

定期限や手数料について、施行条例で定めることとしています。

まず、開示決定等の期限ですが、法では、開示決定等は開示請求があった日から30日以内に実施することとされていますが、本県では、情報公開条例や現行の個人情報保護条例と同様に、15日以内に短縮することとします。

また、開示請求に係る手数料については、実費の範囲内で条例で定めることとなっておりますが、情報公開条例と同様、手数料としては徴収せずに、写し等の交付に係る費用を徴収することとします。

次に、その他としまして、法では条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことができることとされていることから、新たに個人情報保護審議会を設置することとします。

また、2つ目のボツ審査請求があったときの諮問先の機関につきましては、行政不服審査会が担うこととします。

またその他としまして、年に1回、個人情報保護の運用状況を取りまとめて公表するほか、法施行条例との整合を図るため、情報公開条例の一部を附則で改正することとしております。

最後に、施行日は法と同じく、令和5年4月1日としております。条例議案の説明は以上です。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎桑鶴委員 手数料は幾らぐらい。

◎次田法務文書課長 開示の手数料は、先ほど申しましたように、実費という考え方で徴収するということになっておまして、実際写し白黒につきましては10円、カラーにつきましては20円ということで、枚数によって額が決定してまいります。

◎塚地委員 国の法律がどんどん変わってきて、それに合わせて都道府県、各自治体も、それにある意味倣いなさい的な中身だなと私は思ってるんですけど。それで、やっぱり個人情報の保護っていうのは、極めて重要で。そこをいかに守るかというのが、個人情報保護の法律なり条例なりの一番の基本やと思うんです。今回のこの改定は、本当に保護されるのかっていう不安は、物すごく広がっていて。そこで幾つかお聞きしときたいなと思うんですけど。先ほどの御説明の中で、法の内容として個人情報ファイルに記載された本人の数が1,000人以上の個人情報、高知県でいうと、どういう種類のどれぐらいあって、1,000人にも満たないものも、年に1回公表せんといかんってことになってるんですけど。そのファイルの数も、大体分かってるものなんでしょうか。

◎次田法務文書課長 現状の県庁内の数というのは、把握ができてないんですけども、先行しております和歌山県等に聞いたところ、270件程度。つまり、国のレベルだと1,000人を超えるような情報量はたくさんあるんですけども、都道府県レベルだとやはりそん

なりに多くなくて、和歌山県でいうと270件程度と聞いてますので、恐らくうちの県の場合も、300件までくらいかなというふうに想定しております。

◎塚地委員 300件までっていても300件の個人情報というのは、結構多いわけで人格的に言うと、ありとあらゆる健康面であったり、様々な生活全般の事が情報になるわけですよ。1人の人をとってみてもそれが300項目ということになれば、個人情報としては大変質の、密度の濃いものになってくると私は思うんです。それで一つは、幾ら匿名にしても、いろんな情報をソートすることで、個人の特定ができる可能性も相当広がっているわけです。この公表する個人データファイルの中身は、氏名だけなのか、例えば郵便番号とか、そういうようなものについてはどうなるのかとか、そういう細かいところは、もうきちんと規定みたいなものがあるのでしょうか。

◎次田法務文書課長 まず、順番に申しますと、公表します個人情報ファイル簿は、このファイルにはこういう項目がありますよというだけで、例えば氏名、住所、郵便番号がありますということだけで、情報の中身自体は公表はしておりません。あとファイル簿は項目だけです。それで先ほど申し上げた、実際に民間の事業者の方が、この行政匿名加工情報として利用する場合があるんですけども、これについてはまず公表します個人情報ファイル簿のファイル部分の全てのファイル部分が対象ではありません。まず第1段階として、県としてはこの情報の一部を出すと本当にまずいなというものについては、そのファイル簿の中に、これは匿名加工情報として提供ができるファイルなのか、そうではないのかについて書く項目がありますので、その段階で先ほど言いました300弱のものでも、もともと匿名加工情報として提供できるファイル自体を少なくします。さらに、いわゆる情報漏という部分でありますと、もともと募集する業者についても、業者自体の審査基準が厳格に定められておまして、その業者自体がきちっとその会社の中で、漏えいしないような管理がちゃんとできてるかという審査をした上で、業者は提案ができます。さらに渡すときに当たりまして、例えば、病名という項目が入っていた場合に、一般的な病気病名だったら、具体的にその方が何人いますかということは出るんですけど、今回、例えばコロナとかになりますと、それ自体の病名がそのファイルにあることによって、要するに推測がされますので、そういう特殊な病名については、病名自体も加工した状態で渡すという配慮、いわゆる本当に個人が特定できない、中身が分からないような形の公表の仕方というの、細かく国の個人情報保護委員会で定められてますので、そのガイドラインに沿った形で対応していくということで、いわゆる個人の方が特定されるとか、そういうおそれは最大限防ぐような手段は講じることになっております。

◎塚地委員 最大限講じるって言わないと出してこられない条例だと思っんですよね。一つは先ほどおっしゃったように行政側への、地方自治体への大変な負担になると私はすごく心配してまして。個人情報ファイルについて、これを匿名加工して出すようにしてくだ

さといって言われたときに、匿名加工をする作業っていうのは、結局本課がやるわけじゃなくて、どこかにそれを委託してやってもらうという形になるんですね。

**◎次田法務文書課長** まず、匿名加工情報の提供の義務づけは、今のところ都道府県だけです、市町村はございません。都道府県レベルで提案があったときに、具体的にその加工作業をするんですけれども、これも先行してます県に聞いたところ、実際のところ提案がないので、実務上実際にやってないんですけれども、想定上は業者から見積りを頂いて、ほぼその業者の方にやってもらうということで、県庁内部の事務とすれば、さほど事務量は多くないスキームになっております。

**◎塚地委員** 今の部分のところを私はすごく心配していて、行政情報を加工してもらうために、民間業者に丸々見せることになるわけですね。その加工業者に対して。確かにおっしゃるように、それなりの規定等、それなりの信用性を持った業者にそれを渡すんだと思うんですけど、今の情報社会の中でやっぱりそれほど危ういことはなくて。そのことをやっぱり一番大事に思えば、この個人情報も全国一律でそういう形で活用する今回の改定は、私どもとしては余りにリスクが大きすぎるということが1点です。

もう一つは、行政に個人情報を提供している私個人としては、この提案型でその医療の塊が欲しいと言ったら、私は知らないまま匿名であっても、私の情報として出ていくことになって、それについては個人情報を私は外には出したいくないですという、個人情報を管理する自己責任が、今の法律の中ではきちんと保障されてないと思うんです。私の情報は外に出してほしくないということについての権利保障がない中で、私が病院にかかりました、それは全体の中の一つの項目かもしれないけど、あくまで個人情報なんで。私のこの情報は出さないでくださいっていう権利をフランスはきちんとつくった上でこういうシステムになって、日本にはそういうシステムがないまま先行的に出されていくことについては、なかなか認め難いという状況をお伝えしておきたいと思っておりますけどどうでしょう。

**◎次田法務文書課長** 最初この今回の法律の提案趣旨の中でも申しましたけども、県レベルではともかく、もともと市町村自体の庁舎内での個人情報の管理レベル自体がすごくずさんな実態もあるわけです。そこも踏まえた上で、法の下で国の委員会が、安全管理措置という具体的な措置を講ずることが義務づけられています。具体的には、自らの手元から漏えいしないように、かなり厳重な措置を施すことになっています。現状で言いますと、マイナンバーについては、市町村、県庁でもかなり厳重な管理がされていますけれども、今後は個人情報全般についても、ほぼそれに近いような安全管理措置を講ずる必要があります。さらに行政内で行える安全管理措置を、県から委託する業者であったり、例えば指定管理者などの県から個人情報を渡す先についても、同様な安全管理措置ができるということを確認しないと、提供できないと。だから、実際の個人情報の管理については、現状は庁内の判断でやってる部分が、国の保護委員会という管理の下できちっとしたスキームをつ

くった上で、それをきちっと実施するというところが強化されてますので、私どもとしては、従来よりはるかに個人情報保護レベルは上がると思っております。

◎徳重総務部長 多分2つ目の御質問にお答えできてないのかなと思ひまして。塚地委員がおっしゃってるのは、自己の情報のコントロール権ということだと思ひんですけど。それは、種々いろんな方のお考えがあるかなと思ひんですけども、一方で今回この匿名加工情報の提供という形で制度化された背景もまたありまして、行政の中で情報を独占的というか、単に持っているだけというわけではなくて、やはりこのビッグデータを匿名化した上で、そういったデータに基づくいろんな施策を、行政ももちろんしていかないといけないんですけども、民間でそういったデータを使っているような産業とか技術革新にも役立ててほしいと、もう一つの要請もあって、今回はそういう個人情報が漏れるおそれがないように匿名加工をしっかりと施した上で、民間にも活用していただこうといった趣旨があることも、御説明の中で漏れていたかなと思ひるので、補足的に御説明させていただきます。

◎塚地委員 だから心配してるわけなんですよ。今お話があった、行政情報を独占でなくて、それを民間で活用してもらいたいということが、もともとこの見直しの大きな大本にはあるわけで。本当個人情報センシティブなものがいっぱい詰まっているところなんで、それを、本当に漏れる可能性を全く否定できない中で、表にどんどん流していくということはいいのかということの大本が問われてるんだと私は思ひます。だから国で今回決めた、民間にデータを匿名にして流すという、その匿名性が本当に保持できるのかというところは、まだまだ、私は今の状態では十分だとは思ひないし、一旦漏れたときの情報っていうのはもうとどめようがなく流れていきますので、そこに対するきちんとした歯止めがない中で、この措置をするというのは、ちょっと時期早尚だと思ひし。さらに匿名加工していてもそれを復元できる能力は、これからITがどんどん進んでくる中で、私は大いに可能性として出てくると思ひまして、やっぱり個人情報を、むやみやたらに活用しないんだということが、もともと個人情報保護の一番の考え方なんで、今回国が決めたので、県としてはこういうふうな決めんといかんという条例だと思ひますけれども、もともとの法のたてりとして、ちょっと納得はいいませんということですね。

◎徳重総務部長 塚地委員の御意見は、御主張されているとおりにだと思ひますけれども、一方で今回先ほど課長からも御説明させていただきましたけれども、これまでは、個人情報という法制自体が、国は国でやっておく、国の独法だけでやっておく。各県、各市町村は自分たちの条例だけの個人情報法制というのを決めていたと。ただそれでは先ほど説明させていただいたように、それぞれで取扱いが違っていると、管理の運用とかも少し異なっているということがあるので、今回は個人情報に関する法制度というのは、国で全部一括で決めて、より強固な個人情報のコントロールをしっかりとしていきましょうと。

それを個々の地方公共団体においても、同じ法律を一括して適用させるという制度で、しっかりと管理もしつつ、今あったような、あくまで個人情報ファイルというインデックスをつけた上で、行政はこういう情報を持っていますよというのをしっかりと公表する。これは別に内容を公表するのではなく、行政が何を持っているかというのをしっかりと県民、住民の皆さんにもお示しをした上で、それがビッグデータとして活用できるのであれば、加工して匿名化した上で、お渡しをするという制度がきちりと決められたわけでございますので、もちろん御指摘はいろいろあるかとは思いますが、今回そのように個人情報への配慮を強化した上で、なおかつ使えるものはしっかりと使っていこうというふうになっているということなんで、これを単に出しているだけではなく、あくまで加工したものを出すという、そういう整理にはなっているものです。

◎塚地委員 それは当たり前なこと、そのままいって大ごとなわけなんで、それは匿名にするのは前提中の前提なんですけど。ただやっぱり先ほどおっしゃったように、どうい個人情報のファイルがあるのかということを示して、提案型というのは、民間の皆さんがそれを見て何かに使えらると思うから、この情報が欲しいよとなって選ばれるということだと思わなすよね。その選ばれたときに、それに匿名性をつけるということ、一見利便性が上がるようにも思える。でもやり方として、この情報もこの情報も、この情報もこういう方法で欲しいです。そうなるときに出して、それがどう活用されていくのかというのは、そっから先はある意味歯止めが利かないことになってくるじゃないですか。各企業がこれにしか使えないデータという取り方にはならないと思わなす。そこはやっぱり個人情報というものがどうセンシティブなもので、どう大事にする必要があるのかということ、先ほど言った、自己コントロール権も含めて、やっぱりもっと整備した形のもので取り扱うべきだということは、意見として。私は納得できていないんで。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、法務文書課を終わります。

#### 〈職員厚生課〉

◎大石委員長 次に、職員厚生課の説明を求めます。

◎北村職員厚生課長 第8号議案職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。改正内容につきましては、補足説明資料で説明させていただきます。議案補足説明資料の総務部、赤いインデックス、職員厚生課のページを御覧ください。

今回の改正の趣旨ですが、非常勤職員の退職手当に係る国の通知の一部改正を考慮し、退職手当の支給対象とする非常勤職員に係る勤務日数の要件を緩和しようとするものです。

白丸の1つ目から2つ目にありますとおり、国においては、非常勤職員に対する国家公務員退職手当法の適用に当たって、一定の要件を満たす者を常勤職員とみなしており、本

県でも、国と同様の要件を満たす非常勤職員を常勤職員とみなして、職員の退職手当に関する条例を適用し、退職手当を支給しております。その一定の要件とは、条例改正の内容の白丸の2つ目にありますとおり、現行の制度では、①任用が事実上継続していると認められる場合において、②常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて12月を超えるに至った者で、③その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものの3つです。

今回の改正は②の要件のうちの、月当たりの勤務日数の要件を緩和しようとするものです。具体的には、休日を除く一月間の日数が20日に満たない場合には、18日から、20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数を要件とし、それを職員みなし日数とするものです。

資料の下のほうの点線枠内に改正後の参考例を示しております。令和5年2月の例になりますが、一月の全日数が28日、祝日と重複日1日を含んだ週休日が8日、祝日が1日となっており、黒丸の1つ目にありますとおり、条例に定められた休日を除く一月間の日数は、全日数28日から、週休日8日と祝日1日を除いた19日となり、20日に満たないこととなります。この場合、黒丸の2つ目、20日と当該日数との差に相当する日数は20日マイナス19日で1日となりますので、黒丸の3つ目、勤務日数の要件となる職員みなし日数は、18日から1日を減じた17日となります。施行日につきましては公布の日からとしております。説明は以上です。

◎大石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、職員厚生課を終わります。

#### 〈財政課〉

◎大石委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎中島財政課長 一般会計補正補正予算について御説明いたします。右上に②と書かれた資料議案説明書の4ページをお開きいただければと思います。説明は歳入予算についてございまして、今回の補正予算において必要となります一般財源として、5 地方交付税3,700万円余りを増額するとともに、13繰越金9億9,600万円余りを増額する補正をお願いするものでございます。財政課の説明以上になります。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎上田(周)委員 今回の補正で計上されている地方交付税は、普通地方交付税のみだと思えますが、毎年国から通知があつて決まりますよね。いわゆる臨財債を含んだやつが、今年は1,816億円何がしという数字ですが。それを受けての補正ですかね。

◎中島財政課長 今おっしゃったとおり配分額としては、1,816億7,600万円。予算額としては当初1,805億9,400万円、これ臨財債を足した規模でございますけれども、今回補正予算を組むに当たって、一般財源の不足する額が合計10億円程度ありまして、優先順位としては繰越金をまず充てて、それで不足する分をその交付税の増額見込みの分から必要な分だけ充てているというような考え方ございます。

◎上田（周）委員 お聞きしてる趣旨は、歳入財源の35～36%をカバーしている大事な財源ということで、今課長の説明で理解としては、いわゆる12月とか年を越した2月補正で、ある一定留保財源があるという理解でいいですか。

◎中島財政課長 おっしゃるとおりです。臨財債を足した額の配分後予算額で10億円強差がありますので、今回反映していない部分は、留保財源としてあるということになります。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

#### 〈管財課〉

◎大石委員長 次に、管財課の説明を求めます。

◎塩見管財課長 当課の補正予算案について説明をいたします。資料ナンバー②議案説明書の5ページをお開きください。右側の説明欄を御覧ください。1庁舎管理費につきまして、燃料価格の高騰による電気料金の値上がりのため、当初予算額に不足が生じることが見込まれますことから、3,268万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

◎大石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、管財課を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎大石委員長 続きまして、総務部から4件の報告を行いたい旨の申出がっておりますのでこれを受けることにいたします。

#### 〈行政管理課〉

◎大石委員長 まず、令和3年度内部統制の評価について、行政管理課の説明を求めます。

◎寺村行政管理課長 お手元の総務委員会資料、報告事項の中の赤色のインデックス、行政管理課の1ページをお開きください。令和3年度の内部統制の評価についてでございます。内部統制に関しましては、令和3年度の評価結果を今議会に提出させていただいておりますので、その内容を御報告させていただくものでございます。お手元の資料には、次ページ以降に令和3年度の内部統制評価報告書、また監査委員からの審査意見書をつけて

おりますが、1 ページ目の資料に内容をまとめておりますので、こちらで御説明させていただきます。

まず、1 概要でございます。内部統制は、平成29年の地方自治法の一部改正に伴いまして、令和2年度から導入が義務づけられた制度でございます。本県では、令和2年3月に基本方針を策定いたしまして、法で定められております（1）財務に関する事務に加え、（2）個人情報保護に関する事務、（3）コンプライアンスに関する事務に関しまして、令和2年4月から運用を開始しております。本制度では毎年度運用状況等を評価した評価報告書を作成し、監査委員の意見を付して議会に提出する流れとなっております。

次に、2 内部統制の取組につきまして、まず各所属におきましては、過去の監査の指摘事項なども参考に、事前に事務の執行上のリスクを把握しまして対応策を整備し、日常業務の中に組み込んで運用しております。そして9月30日、3月31日を基準日として、各所属が自己評価なり事務を点検をしまして、その結果、確認された不備等については、改めて対応策を整備するなど見直しを行い、下記の取組イメージにありますように、PDCAサイクルを回しながら取組を行っております。

次に、資料の中ほど内部統制の評価を御覧ください。内部統制の運用状況に関する評価の仕組みとしましては、先ほど申し上げましたように、ア各所属における自己評価を行い、各項目で重大な不備あり、不備あり、不備なしの3段階の自己評価を行います。次に、イ県全体の評価ですが、各所属の評価をもとに県全体の評価を行い、改めて重大な不備に該当するかどうか判断をし、重大な不備と評価した事案は、今回の報告書に記載をしております。次に、ウ内部統制の有効性の有無ですが、内部統制の有効性の有無の判断に当たっては、右側の吹き出しにありますように、総務省のガイドライン上、重大な不備が一つでもあれば当該事務においては内部統制は有効に運用されていないと評価すると示されております。

次に、令和3年度の評価結果につきまして、下段の左側枠線で囲んだ箇所を御覧ください。左側の表は、評価結果を取りまとめましたもので、（1）財務では、重大な不備が1件、不備が329件、（2）個人情報保護では、不備が19件という結果でございました。表の下（3）コンプライアンスについては不備はございませんでした。表の右側に重大な不備と評価した1件の内容を記載しております。本事案は、令和3年9月議会に提出いたしました報告議案である歳入歳出決算書などにおきまして、複数の誤りがあったものでございます。本事案につきましては、当年度中に訂正を行いますとともに、再発防止策として財務会計システムの修正や資料の突合など、徹底する措置などを講じました。これらの評価結果をもとに、その右側ですが評価報告書を作成しております。評価結果としまして、（1）財務に関する事務につきましては、重大な不備が1件発生しておりますことから、内部統制が有効に運用されていないと評価し、他方（2）個人情報保護に関する事務、（3）コ

ンプライアンスに関する事務につきましては、重大な不備がございませんでしたので、内部統制が有効に運用されていると評価をしております。

報告書には不備の是正の項目として、先ほど御説明いたしました1件の重大な不備の内容と再発防止策も記載をしております。この評価報告書は、8月に監査委員に提出をいたしまして審査を行っていただき、右側監査意見のとおり、評価手続及び評価結果に係る報告書の記載は相当であるとの意見が付されております。その上で、この監査委員の意見を付した評価報告書を今議会に提出させていただいたものであります。

資料の一番下ですが、今回の評価結果を踏まえまして、このような不備の再発を防ぎ、内部統制を有効に機能させるため、不備等の情報の共有や、法令等にのっとりた会計事務、個人情報取扱事務等を行うよう注意喚起を図りながら、引き続き適正に事務が執行できるよう、不断に努力を重ねてまいりたいと考えております。報告は以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 令和2年2月議会で、内部統制の質問をしております。4月から運用が始まるということで、濱田知事に対してどのように適正な事業執行に対して取り組んでいくのかと質問をした際に、知事からは、財務に関するものが必須であるけれども、本県の場合は、これに加えて個人情報保護、コンプライアンスを付け加える予定だということでそのようになってるわけです。個人情報保護とコンプライアンスに関する事務を加えた理由は、本県としてどういう理由からプラスアルファしたんですか。

◎寺村行政管理課長 法律で定められています財務に関する事務以外に各県によって加えることができることとされておりまして、財務に関する事務だけをやってる県もありますが、本県に関しましては、まず個人情報につきましては個人情報が漏えいした場合、県民の皆様にも多大な被害が生じて、県政への信頼を失うおそれがあるということで、内部統制に位置づけましてしっかり対応していこう、また、コンプライアンスに関する事務につきましては、やはりモードアバンセ事件を受けまして、県政運営指針においてコンプライアンスの徹底に取り組んでいるところでございますので、それも合わせて、今回内部統制の中に入れて運用していこうと決めた次第でございます。

◎黒岩委員 実際2か年やってきたわけですが、結構、毎年事務に対する様々な誤りとかいろいろ件数も多かったんですが、数的にも出てるのとおり、そんなに減ってるのかどうか分かりませんが、それに対してある一定、効果があっているのかどうか、要するにこの趣旨に沿った形の運用がきちっとされてるかどうか。その辺りの評価はどうですか。

◎寺村行政管理課長 先ほど御報告させていただきましたとおり、昨年度は、財務の事務に関しては330件ほど出ております。また昨年度に比べて、約60件ほど増加をしております。この内容を分析しますと、会計管理局にも聞いてますが、ミスが増えてきたというよりは、逆に監査や会計検査で注意されるような件数は減ってきておりまして、各所属内で自己点

検が機能し始めた結果ではないかと捉えております。中には監査や会計検査の指摘ではなく、決裁過程に所属で発見され、早期に是正することで大きな誤りに至らなかったケースも数多く見られていると聞いております。とはいえ、件数が増えていること自体は、総じて良いことではございませんので、引き続き不備の発生件数が減少するよう、取り組んでいく必要があると考えております。

◎黒岩委員 今回一問一答の質問の中で土木部の設計ミスであるとか、様々な課題が同じように出てきてるわけです。やはりそういう課題についても、この中に入ってると思うんですが、基本的なことがまだまだ十分改善もされてない、改善するのがなかなか難しい課題もあるかも分かりませんが、そういった部分についても、各部局によってそれぞれ大体的な内容が分かると思いますので、担当課として、今後どういう取組を通じて改善をしていく方向なのか、その辺りの思いを聞かせていただきたい。

◎寺村行政管理課長 基本的なミスが起こった場合は、なぜそのミスが起こったのか、その原因を突き詰めて、まず、それを防ぐためにはどういうことが大事だったのか。例えば、複数人でチェックが必要だったのか、もしくはそういったマニュアルができてなかったのかというのを考えて、次回同じようなことが行われないように、PDCAサイクルをしっかりと回していくことが重要であると考えております。また、先ほど委員がおっしゃいましたように土木の入札関係のミスがありましたということですので、今回そういうお話があったことを土木にも伝えまして、今回のミスを踏まえてPDCAが回せるような形で対策をとるように伝えておきます。

◎塚地委員 評価結果のところでは評価項目も大変多いわけですよね。各課ごとにそれなりにやってるっていうことなんかもしれないんですけど。内部統制の評価をするスキームみたいなものはどういう体制になってるのか。

◎寺村行政管理課長 基本的には全庁共通的な、起こりそうな事務のミスを挙げてます。それに各課で従来監査で指摘されたとか、ミスがあった場合にはつけ加えて評価する項目としております。ただ、常々それを毎日見るわけではなくて、そのミスが起こらないように、ふだんの事務の中でどういったことを気をつけていかなければならないか、例えば、先ほど言いました決裁過程でチェックリストを追加するとか、必ず決裁で複数人がチェックするというような運用を日々やっていくこととなりますので、項目が多いから負担が大きいというよりは、項目を踏まえた不備の運用をしっかりとやっていくことが大事だと考えます。

◎塚地委員 つまり、監査みたいに新たにチェックするということではなくて、日々の中で不備が明らかになったものが、ここへ出てきているという状態ってということか。

◎寺村行政管理課長 各課が、起こりそうなミス、不備のリスト化をしておきまして、その中で日々運用して、例えば収入調定に関しまして、こういうミスが起こりそうだと想定

して対応する。でもその中でやっぱり起こってしまったというミスが1件ずつ数えて、最終的にこういうミスが1件起こりましたということで、当課に上がってきている状況です。

◎大石委員長 さっき議案のほうで議論になった、個人情報保護の関係が、これから施行されたらいろいろ変化もしてくるわけですがけれども、内部統制は事務的にですけど、個人情報保護のこと非常に重要視して扱っておられると思いますけれども、この条例が施行されたら、内部統制の取扱い方とか、何か手法みたいなものを議論して、ブラッシュアップしていくとか変更していったりはあるんでしょうか。

◎寺村行政管理課長 まだ具体的に話ができていないわけではございませんが、今回例えば条例改正をした後に、その条例改正にのっとなって、起こり得そうなミスがある場合には、それを内部統制の項目として、事前にそういったミスが起こりそうなのでこういった運用によってチェックをしていかなきゃならないという項目を追加するなりして、気をつけて運用してまいりたいと考えています。

◎徳重総務部長 個人情報保護のほうは、もしこの議会で御議決いただければ、庁内向けのマニュアルを策定して、個人情報の取扱いをどういうふうにしていくかというのを庁内の、周知していくことを予定しております。それが年度内の作業ということで考えておるんですけども。その際に、この内部統制との関係をどうするかというのは、しっかりと考えていきたいと思っております。

◎大石委員長 議案のときに部長からも話がありましたように、社会の要請と個人情報をどう両立させるか非常に大事だと思いますが、その中で内部統制もしっかり議論をしていただけたらと思います。

質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

#### 〈財政課〉

◎大石委員長 次に、今後の財政収支の見通しについて及び令和3年度決算に基づく健全化判断比率等の状況について、財政課の説明を求めます。

◎中島財政課長 今後の収支の見通しと健全化比率等について御報告を申し上げます。お手元の報告事項の資料の赤色インデックス、財政課と書かれているものの1ページ目を御覧いただければと思います。

まず、今後の財政収支の見通しです。こちらにつきましては、毎年中長期的な財政収支の見通しを作成しまして、9月議会で御報告させていただいてるところですが、本年度も、本県の決算状況ですとか、国の経済財政に関する試算などを踏まえまして、令和10年度までの財政収支見通しを作成いたしております。資料の下段の中長期推計のポイントの部分を御覧いただければと思いますが、まずポイントの1つ目として、財政調整的基金につきましては、上段の左側のグラフにも記載しておりますけれども、今後の大規模事業などに

必要な経費を見込んでも、なお財政残高の確保が図られまして、安定的な財政運営に一定の見通しを立てることができているというふうに考えております。

その下のポイントの2つ目ですけれども、臨時財政対策債を除く県債残高につきましては、こちら上段の右側のグラフにもございますけれども、国の5か年加速化対策の活用等により一時的に増加していますけれども、この部分を除きますと、必要な投資事業を実施しても、中長期的には近年の水準を維持できていると見込んでおります。

続きましてポイントの3つ目でございますけれども、他方で本県は収入に占める地方交付税などの割合が高いという状況にありまして、財政運営が国の動向に大きく左右されるというような状況でございます。したがって、今後も国の動向をしっかりと注視しまして、引き続き国に対して積極提案を行いながら、施策の有効性、効率性を高めるために、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドですとかデジタル化の推進を徹底するなど、引き続き安定的な財政運営に努めていく必要があるというふうに考えております。

2ページ目以降ですけれども、こちらは試算の概要の資料、前提などそういった資料をつけさせていただいてますけど、ちょっと細かいので説明は省略させていただきます。

続きまして、7ページ目を御覧いただければと思います。こちらは健全化判断比率等についての説明になってきます。令和3年度決算に基づきまして、各指標を算定した結果、いずれの指標につきましても、早期健全化基準を下回る問題ない結果になってございます。

具体的には、まず①実質赤字比率でございます。こちらは、一般会計等を対象とした実質赤字が標準財政規模に対してどのぐらいの比率かという数字でございますけれども、一般会計等につきましては黒字でございますのでここは該当なしというふうになっております。

②連結実質赤字比率ですが、こちらのほうは一般会計等、先ほどの数字に加えまして、公営企業会計を加えた全ての会計を対象とした数値になってきますけれども、一般会計も黒字でして、かつ公営企業会計においても資金剰余を生じておりますので、こちらも該当なしということになっております。

その下③実質公債費比率でございますけれども、こちらは一般会計等が負担する地方債の元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に占める割合を示す比率でございますけれども、こちらの令和3年度は、記載のとおり10.6%となっております、こっちは前年度と同率となっております。

次に8ページをお開きいただければと思います。④将来負担比率ですけれども、こちらにつきましては、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合でございますけれども、令和3年度につきまして173.3%と、前年度から14.6%減少しております。こちらにつきましては、基金残高が増加したのと、あとは分母の標準財政規模が増加していることによって減少しているものでございます。

次にその下の資金不足比率でございますけれども、こちらにつきましては資金不足を生じた公営企業がありませんでしたので、こちらのほうも該当なしとなっております。以上で財政課の報告を終わらせていただきます。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎森田委員 今後の大規模事業は、見通せるところは何かございますかね。

◎中島財政課長 6ページに、現時点で見通している主な大規模事業を記載させていただいております、例えば真ん中の土木関係で言いますとダムとか、そういった一定の規模で生じるようなものについては、ある程度組み込んでいるところです。

◎森田委員 大きいのはやっぱり土木部の関係、社会資本整備、それと8の字関係ですかね。春遠ダムもあるけど。当初スパンぐらいで見通しができるってところの中にある大規模事業。

◎徳重総務部長 今森田委員から御質問がありましたように、6ページの中ほどにある土木部の、まずは本県のやはりインフラ整備の基本となっております8の字関連の事業であったりとか、あとは南海トラフの地震に備えた、一番下にございます三重防護などのハード事業がやはり今後も引き続き、本県の大規模事業として、注力していかないといかん事業として上げさせていただいております。もちろんこれ以外にも、必要なものがあつたら、例年更新しておりますので、そこで見直しをしていくということで、しっかりと見積りの中に入れてさせていただいております。

◎加藤委員 所管外で恐縮ですけど、今御説明いただいたこの高等学校再編に係る施設整備って、これ清水と東部地域拠点と括弧で書いていただいておりますけど、この2つの学校だけでこの金額なんですか。

◎中島財政課長 御指摘いただいたとおり、2つの学校でこの額ということでございます。

◎加藤委員 内訳は分かりますか。

◎徳重総務部長 今ちょっと手元に資料がないので、いずれかのタイミングで御回答させていただきますと思います。

◎大石委員長 もう配付のみでいいですかね。

◎加藤委員 はい。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

#### 〈市町村振興課〉

◎大石委員長 次に、令和3年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率等の状況について、市町村振興課の説明を求めます。

◎小椋市町村振興課長 令和3年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率及び資金不足比率につきまして御報告をいたします。総務委員会資料報告事項の赤いインデックス市

町村振興課の資料1ページをお願いいたします。

まず概要でございます。健全化判断比率の4つの指標につきまして、早期健全化基準以上となっている団体は、昨年度同様該当がございません。また、県内市町村が経営をいたします公営企業会計で、経営健全化基準以上の資金不足比率となっている会計は、高知市の国民宿舎運営事業特別会計の1会計のみとなっております。個別の指標につきまして御説明いたします。

2 実質赤字比率につきましては、赤字の団体はございません。

また、3 連結実質赤字比率につきましても、赤字の団体はございません。

次に、4 実質公債費比率でございますが、県内市町村の平均は9.8%で、昨年度より0.3%の改善となっております。実質公債費比率につきましては平成21年度の財政健全化法が施行されて以降、一貫して改善傾向となっております。今回の改善要因といたしましては、普通交付税が増加したことなどによりまして、標準財政規模が増加したものでございます。また、地方債の発行に当たりまして、県知事の許可が必要となります18%以上の市町村はございません。

続きまして、5 将来負担比率でございます。県内市町村の将来負担比率の平均は44.8%で、昨年度より3.5%改善しております。これは標準財政規模や充当可能基金額が増加したことが主な要因となっております。

次に、6 資金不足比率でございますが、県内市町村の会計のうち、経営健全化基準となる20%を超えて資金不足が生じているのは、高知市の国民宿舎運営事業特別会計の1会計でございます。この会計は、新型コロナウイルス感染症の影響が深刻化したことなどによりまして、令和3年9月末に桂浜荘を休業することとしたため、その影響によりまして令和3年度決算では、資金不足額が生じております。この桂浜荘は、桂浜公園の整備による、観光客の今後の動向や施設の劣化状況などを含めまして、今後の利活用方針を決定するための調査業務を高知市が行うこととしております。この結果を踏まえまして運営方針が決定される予定でございます。

次の2ページには市町村ごとの数値の一覧を掲載しております。先ほど御説明いたしましたとおり全体では改善をしているものの、個別に見ていくと数値が僅かに上昇している団体も見られます。また昨年度は、土佐清水市が地方債の発行許可が必要となります実質公債費比率18%を超えている状況でございました。これは過去に行った事業に係る地方債の償還が始まったことや、大規模な普通建設事業を実施したことによりまして、公債費の増加があったものでございます。県としましては、各市町村が様々な地域課題に的確に対応しつつも、健全な財政運営を今後も引き続き行っていくことができますように、将来的な公債費の急増を抑制するための手法として、例えば起債の繰上償還や普通建設事業の平準化といった、助言等を引き続ききめ細かく行ってまいりたいと考えております。以上で

市町村振興課からの報告を終わります。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎上田(周)委員 町村議会でよくこの時期、今後の財政収支は大丈夫かよというような、やり取りが結構あるんですが、要請ですけど、この見通す場合に、県債残高は県が臨財債を除くということで、町村によったら、たしか含んで見通す団体もあるやに聞いてます。その辺り、また課長のほうから、指導というか助言をしちゃっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

◎小椋市町村振興課長 委員がおっしゃったとおり、そういった形がありましたら、各市町村が収支見通しを立てるときに、確実な形で先々のことが見通せるように、しっかりと助言をしていきたいと思っております。

◎塚地委員 聞きたいというよりは、それぞれの市町村の基金残高は、何か一覧表みたいなものになってますか。もしそれがあつたら、頂きたいと思つて。

◎小椋市町村振興課長 一覧表はないんですけど、それぞれ額が分かることだと思つたので、調整させていただいて、またお答えさせていただければと思つます。

◎大石委員長 実質公債費比率の改善の要因が、普通交付税の増加で、標準財政規模が増加したことが主な要因だと。それはもちろんそうなんですけど、市町村によつてふるさと納税で収入が物すごく増えたところと、それほどやつてないところといろいろあると思つたんですけども、これが市町村の財政の健全化に寄与してるかどうかというの、どんな感じなんでしょうか。

◎小椋市町村振興課長 将来負担比率に影響してきますので、その改善には、ふるさと納税の収入の増というの、大きく影響していくところですよ。

◎大石委員長 分かりました。

質疑を終わります。

以上で、市町村振興課を終わります。

以上で、総務部を終わります。

これで昼休憩に入りたいと思つます。再開は1時でお願いいたします。

(昼食のため休憩 11時46分～13時0分)

◎大石委員長 それでは時間となりましたので、委員会を再開いたします。

#### 《教育委員会》

◎大石委員長 次に、教育委員会について行います。

それではまず、議案につきまして教育長の総括説明を求めます。なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思つますので、御了承願います。

◎長岡教育長 議案の説明に先立ちまして、教職員の不祥事について御報告をさせていただきたいと思ひます。

まず、成人女性に対する強制わいせつの容疑で逮捕されました公立小学校教諭に対し、9月8日付で、停職の懲戒処分を行いました。なお、当該教諭から退職願が提出されましたので、これを受理し、同教諭は同日付で退職をしております。

また、住居侵入窃盗の有罪判決が確定し、失職しました県立高知工業高等学校の元教諭に対して、9月4日付で職員の退職手当に関する条例に基づき、退職手当の全部を不支給とする処分を行いました。連続する教職員の不祥事の発生を断ち切ることができず、県民の皆様の信頼を大きく裏切ることになりましたこと深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございません。

県教育委員会としましては、改めて法令遵守と綱紀肅正の徹底を図り、不祥事のより一層の防止及び根絶に向け、全ての教職員が教育公務員としての職責を改めて自覚し、勤務時間内外を問わず、高い倫理感が確立するよう、より一層の取組を進めてまいります。併せまして、学校の組織力の向上と風通しのよい職場づくりに努め、子供たちのために一丸となって職務に精励することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。なお、詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明させていただきます。

それでは、議案について説明をさせていただきます。9月定例会に提出をしております教育委員会関係の議案は、第1号令和4年度高知県一般会計補正予算と条例その他議案2件の計3件でございます。

まず、令和4年度一般会計補正予算について、御説明させていただきます。資料ナンバー2、令和4年9月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の105ページ、教育委員会補正予算総括表を御覧いただきたいと思ひます。教育委員会所管の補正予算につきましては、2億1,207万4,000円の増額をお願いするものでございます。主な内容としましては、燃料価格の高騰などに伴う、県立学校の電気料金の増額等に対応する経費や、令和5年度全国中学校体育大会の開催に当たり、新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインに適合した、卓球台などの購入に必要な経費を計上しております。

続きまして資料ナンバー1、令和4年9月高知県議会定例会議案（補正予算）8ページをお開きいただきたいと思ひます。債務負担行為の追加でございます。

表の一番下でございます教員採用選考審査筆記問題作成等委託料について、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。詳細の内容につきましては後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

次に、条例その他議案につきましては資料ナンバー3、令和4年9月高知県議会定例会議案（条例その他）の表紙の次のページにございます議案目録を御覧いただきたいと思ひます。第4号高知県個人情報保護に関する法律施行条例議案と第7号職員の定年等に関

する条例等の一部を改正する条例議案の2件でございます。このうち4号議案につきましては、総務部から御説明いたしました同条例議案の制定に伴いまして、現行の高知県個人情報保護条例が廃止されることとなります。このため、同条例議案の附則によりまして、教育委員会が所管しております塩見記念青少年プラザなど4つの設置管理条例において、個人情報保護条例を引用している箇所を、個人情報の保護に関する法律を引用するよう改正するものでございます。また第7号議案につきましては、国家公務員における定年引上げ等を受けまして、県においても国家公務員に準じて改正を行うものでございまして、知事部局と併せて教育委員会でも、同様の改正を行うものでございます。

次に報告事項につきましては、冒頭に御説明させていただきました、教職員の不祥事についてのほかに、土壌汚染対策法等に基づく手続の未届け事案について、そして部活動の地域移行の検討状況についての2件がございます。それぞれの報告事項の内容につきましては、後ほど担当課長から御説明させていただきます。

次に、教育委員会が所管いたします主な審議会等の開催状況を説明させていただきます。審議会と赤いインデックスがつきました資料を御覧いただきたいと思っております。資料のとおり、高知県公立学校施設整備期成会を8月に、高知県立図書館協議会、高知県いじめ問題対策連絡協議会を7月に、そして高知県いじめ問題調査委員会を9月にそれぞれ開催をいたしました。この審議会の経過や結果につきましては適宜、委員の皆様にご報告をさせていただきます。私からの説明は以上でございます。

◎大石委員長 続きまして、所管課の説明を求めます。

#### 〈教職員・福利課〉

◎大石委員長 初めに、教職員・福利課の説明を求めます。

◎中平教職員・福利課長 第1号議案令和4年度一般会計補正予算につきまして御説明させていただきます。お手元の資料ナンバー②議案説明書（補正予算）の106ページをお願いいたします。

こちらの教員採用選考審査筆記問題作成等委託料に係ります債務負担行為につきましては、来年度に実施をいたします教員採用審査の筆記審査のうち、教職一般教養と小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校種ごとに教科の専門知識を問うための専門教養に関する審査問題の作成や、採点等に関する業務につきまして委託をするものでございます。本事業につきましては、例年12月補正で債務負担をお願いしておりましたが、本県は、教職員の人材確保の取組の一環といたしまして、全国一早い6月中旬に採用審査を実施しているため、従来の実施期間では、問題内容の検討や確認等に要する時間の確保に苦慮してきたところでございます。今回、9月補正に前倒しで計上させていただきますことで、発注から問題提供まで十分な期間を確保し、基本的なミスの防止や根拠資料の精度の向上につなげていきたいと考えております。

次に、第7号議案職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案につきまして、午前中に総務部行政管理課が説明をし、一括で御審議を頂きましたので省略させていただきます。教職員・福利課の説明は以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎上田(周)委員 審査問題の作成委託料です。今、債務負担行為で出してくるのはよく分かりました。多分専門の機関へ委託されると思いますけど、いくつ業者がいるのか、そのあたりはどうか。

◎中平教職員・福利課長 採用問題を作成しておるといふ情報のあります4業者にお声かけをさせていただきまして、高知県の作成したい問題の内容等をお問合せをしたところ、そのうちの1業者のみが御対応いただけるということにして、随意契約で契約をしたいと考えております。

◎上田(周)委員 4業者のうち1業者ということで、随契というお話があったんですが、これ予算額が1,452万円です。随契の場合は、自治法の施行令に随契の項目がありまして、それを受けて、県の規則がちょっと分かりませんが、随契でいいですよっていう額もあろうかと思えますし、過去にも結構議論もあっていますが、随意契約については結構、理由が必要と思うんですが、内部の検討状況についてはどうか。

◎中平教職員・福利課長 本来は、競争入札なりを行うべきでとところでございますが、まずお引き受けいただけるところがないということで、こちらの業者にお願いしております。それも当然のように自治法でいう随意契約理由に見合うということで決裁を取ってやっております。金額的にも、この業者は他県で実績がありますので、その金額と見比べながら、できるだけ安価な契約をとということで、手続を進めております。

◎上田(周)委員 随契の場合167条の2云々の中で、競争入札に付した場合不利となるかという条件がありますが、その辺りは今後執行していく中できちっと説明ができるように教育委員会としても、配慮というか構えをしていただきたいと思えます。

◎塚地委員 今までは12月議会だったけれども、9月議会で早めにやって、内容のチェックもきちんとできる時間を取る理由はよく分かるんですけど、全国一早いっていう取組が、高知県での教員採用にとって本当にいいのかっていう議論は、本会議でも何度かうちの会派としては、やらせていただいたこともあって。何が問題になるかっていうと、全国一早い、ほかの日程ともかぶらないでできるというときに、全国の現役世代の皆さんが結構受けに来られて、そういうところである意味ペーパーテストなどの点数はすごくいいところになる。この段階で、高知県で何度か挑戦している人たちが合格できない、一次審査で落とされる確率が、そのことによって上がっている状態は、紛れもなくあると私たちは見てるんですけど。全国一早くやるメリットも当然お感じだと思いますけど、一方でそういうデメリットがあるという検討もなされたことがあるのかなってことを。ちょっと課長では

あれかもしれないんで教育長。現場の事も含めて。

◎長岡教育長 この試験の状況のメリット、デメリットということですが、基本的には高知県在住で試験を受けてくださる方が、やはり少ない状況があって、全国から受けていただいて来ていただかないと、なかなか高知県の必要数が確保できない。そういう意味で、より多くの方に受けていただいて、高知県に受かったら来ていただきたい。それによって、ようやく定数を埋めることができているというのはまず根本にはございます。委員が言われましたように、高知県の臨時をやってくださってる方が通らないのではないかというお話ですが、県外も一緒に受けてますので県外に受かったら、県外へ出て行かれる方も多いただろうとして、その分も含んで一応採用はしているところでございます。そういう意味では、高知県の方に厳しいということではないと考えておるところです。

◎塚地委員 二次審査まで行かない人の人数も含めて、一次審査で取っているのも問題ないというお話なんですけど、相当量やっぱりそこで減るわけですよ。減るときに、やっぱり高知県で臨時教員をやって頑張っておられた方々が、どれだけ幅広く一次に通るかというところだと思うんですよ。そこはやっぱり現場で頑張ってきた臨時教員の皆さんの、不利益にならない審査の在り方は、ぜひ今後もしっかり検討していただきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎長岡教育長 なお高知県の場合は、一次合格、二次合格そして状況によって、三次合格まで出しているということが一つございます。そして、併せて筆記は当然あるんですけども、面接審査あるいは、口頭諮問等も行いますので、その中ではかなり現場経験というか、その実績というか、現場でどういうことをやっていたのかっていうようなお話も出していただいておりますので、そういうものも含めてトータルで、審査はしているという状況。

◎塚地委員 常に、やっぱり見直しっていうのは大事だと思いますので、状況をきちんと把握していただいて、見直しを随時かけていくということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎大石委員長 質疑を終わります。

#### 〈高等学校課〉

◎大石委員長 続きまして、高等学校課の説明を求めます。

◎並村高等学校課長 高等学校課の9月補正予算につきまして御説明させていただきます。お手元の資料番号②高知県議会定例会議案説明書(補正予算)の107ページをお開きください。9月補正予算の歳出についてです。左端の科目欄、上から3つ目の2高等学校費についてでございます。県立高等学校の38施設につきましては、株式会社ウエスト電力と令和4年1月から12月までの電力供給契約を締結していたところですが、当該電力会社が今般の燃料価格高騰の影響などによりまして、本年4月をもって事業を撤退することとなりました。同社から、電力供給を受けることができなくなっております。そのため、5月から

8月までは、最終保証供給を行っております四国電力送配電株式会社から、9月以降は新たに四国電力株式会社から電力供給を受けております。いずれも株式会社ウエスト電力との契約に比べ、電気料金が高額となることから、当該差額を補填する必要がございます。

今回の補正予算につきましては、当該電力会社の事業撤退に伴う12月までの差額の補填分、また当該38施設を含む県立高校40施設の1月以降の契約につきましても、引き続き電力料金の高騰が見込まれることから、こちらも合わせまして1億7,354万4,000円の増額をお願いするものでございます。高等学校課の説明は以上です。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎森田委員 確かにこのウエスト電力の電気代は安かった。どれぐらい経費節減ができてきたのか。確かに撤退したりと、こういうリスクがあるわけよね。そのリスクな部分を含めての契約だったんで、今の時点で相殺するとしたらどれだけ節減できてきたのか。お聞きをします。

◎並村高等学校課長 まず、契約単価について御説明いたします。電力料金につきましては、四国電力とウエスト電力でそれほど大きな差はございません。ただ、基本料金単価が、ウエスト電力が309円25銭であったのに対し、四国電力は1,546円28銭となっており、ここが非常に大きな額となっております。

◎森田委員 お聞きしたいのは単価やなしに総額。いつ乗り換えたのか、乗換えた以降どれだけ節減できたのか。

◎並村高等学校課長 申し訳ありません。5月から8月分の小計といたしまして、4,174万9,670円となっております。

◎森田委員 4,100万円ぐらい節減できてきたところで、この契約に係る経費は別途新たに発生することはないのか。

◎並村高等学校課長 特にございません。

◎森田委員 それと、この5～8月の間で4,100万円は節減できてきたと。この乗り換えの期間だとかいろんなことで、不便を被ることがあったのかどうか。それはどうですか。

◎並村高等学校課長 電気につきましては、先ほど申しました最終供給会社から、通常どおり供給ができておりますので、学校に対して不便は起こっておりません。

◎森田委員 今後もこういう民間電力会社から、いろいろと営業があると思うけど、高知県は四国電力の株主をやりゆうし、そこは安定供給をする。目先の経費節減でいろいろなリスクな部分をかぶることなんかはどうかと思うけど。今後の乗換えはまた視野にあるわけですか。

◎並村高等学校課長 今回の供給停止、事業撤退を受けまして、高等学校課でも6月に一般競争入札を行いました。ただ期限までに希望申請書が提出されず、不調になっております。また会計管理課でも8月に一般競争入札を行っておりますが、そちらのほうも参加者

がおらず不調になっております。

◎森田委員 これは、本庁の一般行政とは違う、教育長権限範囲の契約になるわけですか。

◎並村高等学校課長 高等学校の施設につきましては、まずは高等学校課でやっておりましたけども、今回の電力高騰につきましては全県的なことであり、会計管理課でも担当していただくようになっております。

◎森田委員 高等学校課から御説明いただいたけど、ほかの小中学校やほかの学校も同じような精算が出てくるわけですか。

◎長岡教育長 特別支援学校が入ってきます。ただ市町村立については市町村になります。

◎森田委員 教育部局では特別と高等学校とで、電力契約はそこだけやったということで、ほかの市町村のことについてはね、聞いても。言いたいことは、確かに経費節減は大事ですけど。安定供給だとか、あるいはその用に供する、不安がなしに教育機関にきちっと電力が使われていくことは大前提ですからね。確かに大事な税金を有効に使い切る、そういう姿勢は大事ですけど、それも含めて今後の検討課題にして、目先の安いのに乗り移りながらということになると、今契約をし直した四国電力についても、失礼な話にもなるし、我々は株主でもあるし、そういう意味できちっと学校現場に電力供給が安定的に行くようにというのは前提ですから。ぜひ、今後のことにおいてもそこら辺のことも思慮に入れて、対応していただきたいと思います。教育長どうですか。

◎長岡教育長 今おっしゃっていただいたように、ただただ安ければということではなく、やっぱり学校、子供たちに迷惑をかけてはいけないということもございます。今回のことを大きな思慮として、今後検討させていただきたいと思います。

◎塚地委員 ちょっと関連ですけど。考え方としてそういう考え方もあろうかと思いますが、やっぱり税金を適正に使うとなると、当然必要な競争の中で落札していくのが、会計管理の上でも大事なことで、そこはお互いに加味した上でやっていただきたい。

◎長岡教育長 税金を使わせていただいていますんで、今おっしゃっていただいたようなことを置いていてということには、ならないと考えています。

◎大石委員長 関連なんですけど。購入価格を下げての御努力もあれなんですけど。もう一方で、使用料を減らすとといいますか、各学校を調査で回ったときもかなり老朽化してるような施設も見受けられましたけれども。民間企業であれば省エネ化の補助金が出て、中長期的に見て使用料が減減できるように御努力をされてるわけですけども。県立高校はその辺り最大でどれぐらいの入替えの余地があるのかとか、そういう計算とといいますか、中長期的な計画はあるんでしょうか。

◎並村高等学校課長 現在高等学校等では、一部の施設で照明器具のLED化を既に進めておるところがございます。また、学校安全対策課で学校の長寿命化改修工事を現在実施しておるところですけども、その工事に合わせまして、照明器具のLED化など省エネ化

を進めることとしております。

◎大石委員長 現在、最大限省エネ化したときに、どれぐらいのコストメリットが出てくるかという試算みたいなものはあるんですか。

◎並村高等学校課長 申し訳ありません。そこまでは試算はしておりません。

◎大石委員長 これからもエネルギー価格の高騰は、長く続くんじゃないかと言われてますから、予算のこともあろうかと思えますけど、できるだけ早く入れ替えたほうが中長期的にいいかもしれませんし、その辺りもしっかりまた議論をしていただけたらなと思いますのでよろしくお願いいたします。

◎加藤委員 繰り返して恐縮ですけど、森田委員の質問の中で、四国電力に切り替えることによって、生じるコストはありませんかということに対して、特にないと言われましたけれども。撤退が相次いだときに四国電力が、標準的な料金メニューじゃなくて、ちょっと割高なメニューでの契約を始めたと同様のおるんですけれども、そっちの契約になるということでもないんでしょうか。標準的な料金設定で再契約をしていただいているということですか。

◎並村高等学校課長 5～8月までは、四国電力送配電との契約を行っていましたが、9月からの四国電力との契約につきましては、8月に入りまして四国電力が市場連動型特約メニューの新規受付を開始したことから、9月から供給可能になりました。最終保障供給よりも、確実に安く電力の供給を受けることができる、また安定的な電力供給ができるということで、そちらと随意契約を行っております。

◎加藤委員 市場連動型メニューのほうが割高な料金設定になってるんじゃないかなかったですかね。今割安という答弁でしたけど。

◎並村高等学校課長 四国電力送配電が最終供給ということで、2割高になっておりました。それが四国電力になりますと、市場連動型ではありますが、先ほどの四国電力送配電と比べると割安になるということでございます。

◎加藤委員 ということは、先ほど森田委員への答弁で、不利益はなかったのかということに対して、特になかったという御答弁でしたけど、もし仮にその新電力じゃなくて四国電力と契約をしていたら、その送配電と契約した2割高にもなってなかったでしょうし、市場連動型の契約じゃなくて、標準的な料金メニューでの契約になってたと思うんですよ。そういう意味では不利益がなかったという答弁は、ちょっと語弊が出てくるんじゃないかと思いますが。

◎並村高等学校課長 仮に令和4年1月から四国電力と契約しておったらという試算は、手元にございませんで、金額的には分からないところがございます。申し訳ありません。

◎加藤委員 新電力撤退によって契約先を変えたことによって、いわゆる罰金というか、過料が取られたりというまとまった金額での費用負担はなかったと思うんですけれども、

当初契約をした場合と比較すると、かなりコスト差が出てきていると思いますので、そこをきっちり把握しておくことも大事やと思うんですよね。価格を比較していただくように要請をしておきたい。

◎並村高等学校課長 ありがとうございます。また資料を作成しておきます。

◎森田委員 大抵そういうところは、罰金じゃないけどそのリスクを背負うわけよ。そこら辺は、同じ轍を踏まないためにも、目先のことにうろろしない。しっかりと反省なりチェックを入れて、1回きれいに精算後、今の時点であるいは今後1～3年ぐらいだったら、こういうリスクを背負うことになりました。現時点ではこんだけメリットが出てますとか、そこら辺は試算して出してみてください。

◎並村高等学校課長 ありがとうございます。先ほど教育長からもありましたとおり、まず学校現場で困ることがないように、安定供給ができる会社との契約に努めてまいります。

◎森田委員 出してくださいよ。試算結果を。

◎長岡教育長 今おっしゃっていただいたように、あらゆる場合を想定して試算をしまして、またそのプラスマイナスを我々として検討していきたいと思います。

◎森田委員 我々も、県行政全般を預かってますんで。教育委員会マターもあるし、あるいは一般行政マターもあるし、参考にもなりますし。ぜひともそういう目線で、県行政の安定を目指して、我々も議論してますんでね。どうぞまた、試算結果を出してみてください。お願いします。

◎野町副委員長 高等学校課だけの話ではないんですけれども。先日、追手前高校で高知県の脱炭素の会合もやりました。大石委員長からありましたとおり、今後の省エネ化の計画については特に高等学校課では考えてないというお話でしたけれども、太陽光発電とか、いわゆるグリーン化や脱炭素の方向にといった新たな省エネの施設を整備していくことも、一部でやってるんだろうと思うんですけど。今、大体そういうのがどれぐらい設備がされて、太陽光発電とか自然エネルギーを活用したような設備を、いつ頃までにどうやっていくのかということについては、教育委員会では、計画はされておられるんですか。

◎長岡教育長 今のところ太陽光発電について、教育委員会の中で実施していく県立学校はない状況でございます。ただ、おっしゃっていただいたように、これから検討していくべき内容だと思いますので、長寿命化のほうも含めて、少し検討を研究させていただきたいと思います。

◎合田教育次長（総括） 先ほど長寿命化計画の話がございましたけど、その中では再エネの活用を検討するという前提で考えておりますので、そういう方向で進めさせていただきたいと思います。

◎野町副委員長 今回の高等学校あるいは特別支援学校の電力の差額といいますか、そこら辺見せていただくと数億円だったと思いますけれども、年間そういうことであれば、太

陽光を含めた再エネの施設を前向きに入れていくというのは、県全体の動きでもあるし、あるいは国全体の動きでもありますので、その点やっぱり遠い未来ではなく近々の計画として教育委員会としても計画していく、小中学校の整備も含めて県が範を示すっていうところも、大きなことなんじゃないかなと思いますので、その点をぜひ御検討いただきたいと思います。

◎長岡教育長 今、合田次長からも話をさせていただいたように、長寿命化の中で、新しい方法として前向きに検討していく、そしてできるだけ再生可能エネルギーを使っていく方向で、検討、計画をしていきたいと思います。

◎野町副委員長 同じことを繰り返しますけど。そのことで子供たちの教育といった部分でも、自分たちの学ぶ施設でそういうことが行われているということが、実際あるかないかというのは随分違うんじゃないかなと思います。すぐにやるとなると、大きな予算も要りますでしょうしあれですが、ぜひ長寿命化の中で、近々に計画を検討いただきたいなと思います。

◎大石委員長 コストカットの話で非常に重要だと思いますけれども、一方で、生徒数はすごく減ってる中で、先日もいわゆる余裕教室が結構あるんじゃないかという議論をさせていただいたんですけど。小中学校はそれを活用してるけど高等学校はしてないと。そのときのお話が生徒数が随分減ってるけれども、言わば教室は今までどおりといいますか、少人数でもいろいろ使ってるということでしたけど。それはそれで、生徒たちの学びにとってプラスであればいいんですけど、あるから使ってるということであれば、単に1人当たりの光熱費のコストは随分上がってるんじゃないかなという気もします。コストカットをしないといけない、けど一方では、教室はたくさんあるから、小人数でも使えるようになったから全部使うというふうなことを妙にちょっと整合性がとれないんじゃないかなという気も少しするんですけど。コストカットしないといけないけど、一方で人数が減っても校舎を全部使うという考え方は、どう整理したらいいんでしょうか。

◎並村高等学校課長 高等学校における空き教室につきましては、御指摘のとおり、選択科目で分かれた際、あるいは習熟度別に分かれた際等に空き教室を利用して授業等を行っております。常時その教室で何かをやっておるということではないですので、使用していない場合には消灯するなど、そういったことも進めてまいりたいと思います。

◎大石委員長 いずれにせよ、コストの面に関してかなり議論がありましたから、ぜひいろいろ御検討いただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

◎塚地委員 コストカットは大事なんですけど、それこそ大変な気温になってきていて、学校現場はコロナで締め切って冷房かけることもできなくて、大変な現場の実態もありますのでね。光熱費がマックスここまでってなったときに、暑いんだけどエアコンを切らんといかんような教室の話も聞くんですよ。そこはやっぱり生徒や先生の教育環境をどう守

るかというところはコストカットをすることと同時に大事な視点なんで、そこはすごい厳しくなって、教室が暑くてたまらんような状態にはならんようにしちゃってもらいたいということはお願ひしておきたいと思います。

◎大石委員長 それは皆、委員も同じ気持ちだと思いますので、工夫をいただくということで。

質疑を終わります。

以上で、高等学校課を終わります。

#### 〈特別支援教育課〉

◎大石委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎濱田特別支援教育課長 特別支援教育課の9月補正予算について御説明させていただきます。資料ナンバー②議案説明書（補正予算）の108ページをお開きください。9月補正予算の歳出についてでございます。左端の科目欄の上から3つ目の3特別支援教育費についてでございます。先ほど高等学校課から、県立高等学校の電力需給契約について説明がありました。特別支援教育課が所管します県立特別支援学校の8施設につきましても、株式会社ウエスト電力と令和4年1月から12月までの電力需給契約を締結していたところでございます。したがって、県立高等学校と同様に5月から8月までは、最終保障供給を行っております四国電力送配電株式会社から、9月以降は新たに四国電力株式会社から電力供給を受けております。今回の補正予算につきましては、当該電力会社の事業撤退に伴う、8施設の12月までの差額の補填分、またこの8施設を含む県立特別支援学校11施設の1月以降の契約につきましても、引き続き電気料金の高騰が見込まれることから、3,181万7,000円の増額をお願いするものでございます。特別支援教育課からの説明は以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎森田委員 教育長を先頭に学校の先生がた。目先の単価やなしに、安定っていうのは何よりも大事なことです。社会変動がすさまじくて、あるいは原油事情などに耐え切れんような小資本の目先の単価は安いですよみたいな話に乗って、こんな轍は二度と繰り返しちゃいかんよっていうのは、やっぱり子供に対しても同じことで、目先のことによらずに安定的に、きちっと便宜を供与していく。今のところちゃんと整理してねと言ったけど。どんだけ今までに経費節減をして、あるいは今後、四国電力と再契約したことで、いつまで何年間どれぐらいの間に、そのリスクを背負うことになったのかを整理してほしいね。

経費節減、税金の正しい使い方、それはそれでよかったけど、やっぱりその深奥にある部分はやっぱり社会にはいっぱいあるわけよ。目先の、浅いところだけの先議ではやっぱりいかんですからね、そんなことも先生がたは教えないかん立場にあるんだから、そこら辺をしっかりと、今回のことを学習材料にと。我々が心配しゅうのは、どうでしたかって

いうその思いの奥には、前の再契約で、リスクを背負うことになりましたと、1年単位で今年では、こんだけもうかった部分で処理ができるけど、来年以降は高い単価でずっといくことになって、長い目で見たら大きなリスクを背負うことになりましたと。そんな話は、真摯に我々とちゃんとやり取りせんといかんで。隠したら、隠したことは何も得にならんし、かえってそのことで審議に関わってくること、信頼関係に関わってくることにもなり得るし、我々が一番心配するのはそういうことなんですよ。もう目先の話だけにとらわれた学校現場、教育者ではいかんよって。このことを踏まえて、しっかり今後の対応に反映させてほしいと思いますけどね。教育長。

◎長岡教育長 ありがとうございます。先ほども言いましたように、あらゆる場合を想定しまして、今回のプラスマイナスをしっかりと出していきたい。そして今回のことを史料に、今後やはり考えていかなければならないと思っておりますので、今回のことを重要な経験にさせていただいて、また今後、判断をさせていただきたいと思います。

◎森田委員 雨後のタケノコのように、小さい電力会社ができたわけよ。自分で発電能力がないのに発電もしてないのに、再販売みたいな形で、四国電力から買った分を再販売して、儲けようという企業がいっぱい社会におるわけで。そんな母体が持ちかねるようなリスクは社会にいっぱいあるんで、はや単価が上がってきたら、よう持ちこたえんなって、リスクを契約者にそのまま、自分は事業撤退してっていうことになるんで。ぜひともね、今後のことも含めて、深く考えて世の中歩むべきよというのは、いい教育材料になったかなと思いますんで、目の前のことに右顧左眊しないように、しっかり頼みますね。

◎加藤委員 5月から8月は送配電株式会社と契約して2割高の契約になったと。9月からは、四国電力と契約をし直して、標準メニューからはやや割高な契約で今行ってるということで、ここまでは一緒だと思うんですけど。来年以降の契約については、どういう見込みになってるんでしょうか。

◎長岡教育長 来年4月からは、基本的に四国電力と契約をしていくよう、今検討を進めている状況です。

◎加藤委員 そしたら、契約内容についても、来年の4月以降は四国電力と協議をして決定をしていくということで、それまでの間は今の契約が続くという認識でよろしいですか。

◎長岡教育長 そのとおりでございます。契約内容自体は、詰めていかなきゃいけませんけれども、四国電力と一定話をしている状況でございます。

◎大石委員長 小休にします。

(小休)

◎ 今の来年です。ちょっとまずいかもしれんですよ。ちょっと今の答弁で本当にいい

かどうか、今の答弁で本当にいいかどうかちょっと確認してください。

◎ 本来はまた議会にかけないかん。

◎ そうですよ。本来議会にかけないかんような話やき、事前相談するのはちょっとね、それはまずいんじゃないすか。

◎大石委員長 正場に復します。

◎合田教育次長（総括） 先ほどの教育長の答弁について補足です。来年3月までの今年度は、今9月から四国電力と契約してますのでそれを継続いたします。来年度につきましては、来年の話はまだ決まっておられません。今話しているのは、もちろん契約そのものは教育委員会は教育委員会で契約しますけども、入札自体は知事部局と一括で、具体的に言うと会計管理課でやる方向で今検討を進めておりますので、その入札の結果どこになるかということは、現時点ではまだ申し上げることができません。

◎大石委員長 答弁を訂正しますか。

◎長岡教育長 申し訳ありませんでした。今、合田次長が言ったように、3月までは今の契約で四国電力と契約していく、また来年度につきましては、現時点ではまだ申し上げることができません。

◎大石委員長 このウエスト電力の撤退に関しては、全国各地でいろんなトラブルがありまして、加藤委員からもいろいろ見込みの損害があったんじゃないかと話がありましたけれども、自治体によっては損害賠償で訴えてるというケースもあろうかと思えますけれども、高知県あるいは教育委員会の場合はどうお考えなんでしょうか。

◎長岡教育長 高知県といたしましては、今回のウエスト電力の事業撤退に伴いまして、同様の事態となっている四国の他県、自治体と連携を図りながら、契約書で約定された損害賠償の処理を行っていく予定をしております。

◎大石委員長 提訴するということですか。

◎長岡教育長 損害賠償を払ってくださいということで、今話を進めております。

◎大石委員長 それは、他県では裁判で訴えているような事例もあるけど、今回高知県はしないというのは契約内容が違うのか、企業との交渉が一定うまくいってるからそこまでいかないのか、どういう状況なんでしょうか。

◎合田教育次長（総括） 先ほど教育長が申し上げたように、その契約上、損害賠償という項目ございますので、それに基づいて我々からは、その損害賠償をしてくださいというお話をさせていただきました。ただ向こう側から、何とか減額してもらえないかというお話を今頂戴してまして。いやいや、そういうわけにはまいりませんというやり取りを今現在やっております。それは、四国の同様の県の状況、横に連絡を取りながら、今対応してる最中のございまして、最終どういう対応するか結論までは至っておりません。

◎大石委員長 恐らく、提訴したところというのは、その辺りの調整がうまくいかなかったから最後より強い手段に出たということだと思えるんですけども。そこまでの強い気持ちといたしますか、態度で臨むのかどうかという決意はどうなんでしょうか。

◎合田教育次長（総括） 申し訳ございません。今現在そこを確定的に申し上げることができません。ただ我々の今の気持ちは、契約に基づく損害賠償をしていただきたいということで、相手方にはお話をさせていただいているという状況でございます。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、特別支援教育課を終わります。

#### 〈保健体育課長〉

◎大石委員長 次に、保健体育課の説明を求めます。

◎前田保健体育課長 保健体育課の補正予算について御説明させていただきます。資料番号②議案説明書（補正予算）の109ページをお願いいたします。今回の補正予算は、令和5年8月に四国ブロックでの開催が予定されております全国中学校体育大会において、県内で開催予定の軟式野球、卓球、バドミントン、相撲の4競技のうち、高知県立県民体育館で開催予定の卓球競技で必要となる卓球台など、27台の購入をお願いするものでございます。購入する理由としまして、日本卓球協会の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインで、卓球台の消毒などの感染対策が求められておりますが、高知県内の既存の卓球台では消毒を実施する場合、卓球台天板の反りや色落ちなどのダメージがあり、試合で使用するできないおそれがあることから、感染症対策を実施した上で大会開催ができない状況でございます。予算計上に際しまして、他県や業者から大会期間中のみレンタルができないか、既存の卓球台で消毒が実施できないかを確認いたしましたが、いずれも実施が困難であることや、また令和3年度以降の他県の全国大会では、抗菌型の卓球台が多く使用されていることなどを踏まえ、購入による予算計上とさせていただきました。今回購入する卓球台につきましては、全国中学校体育大会終了後、引き続き県民体育館での使用を想定しており、平成21年度に購入しました同施設の既存の卓球台につきましては、ほかの県立施設で引き続き活用する予定としております。

また9月補正をお願いする理由としましては、昨年度の段階では、令和5年度の直前まで新型コロナウイルス感染症の状況を見極めたいとの思いから、本年度当初予算での計上を見送り、新型コロナウイルス感染症対策が必要な状況であれば、令和5年度当初予算での計上を考えておりました。しかしながら、取扱い業者から卓球台の調達に5か月程度かかる見込みとの情報があったことや、調達想定品が外国製であること、来年度以降も消毒等の感染対策が不要となる見込みがないことも踏まえ、この9月に補正をお願いするものでございます。保健体育課の説明は以上です。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎上田（周）委員 全中大会でバドミントンも行われますよね。このあたりは何かそういうバドミントン協会のガイドラインでこういう対策を下さい。例えば、ネットとかいろいろありますよね。その辺は全然クリアできるということなんですか。

◎前田保健体育課長 それにつきましては、現在卓球につきましては、台やピン球は消毒が必要と言われております。バドミントンは、日本バドミントン協会から示されるガイドラインに基づいてやっております。全中の事務局を城北中学に構えておりまして、そちらの専門部が確認もしながら対応しておりますが、今そのことが上がってきておりませんので、そういうことについては大丈夫かと思えます。

◎上田（周）委員 分かりました。それで、全国8ブロックで、8年ぶりに四国4県で行われますよということで、県内4競技で、元年の近畿ブロックを参考にすると、大会の役員とかもちろん選手含めておよそ4,100人おいでる。来年ちょうど夏休み中で、らんまんも4月から始まって、結構盛り上がるんじゃないかと個人的に思ってますが。どれくらいおいでしてくれるか見込んでますか。

◎前田保健体育課長 前回大会と基本的には参加選手等も余り変わらないかと思っておりますので、大体4,000名ぐらいの参加、それに保護者とかが来られると、大体1万人ぐらい想定しております。また、しっかりいろんなところにも協力していただきながら広報も打っていきたいと思っております。

◎上田（周）委員 関連で。インターハイが終わったばかりですよ。JR高知駅に行ってますとね、高校生が本当に張り切っておもてなしをやっています。そういう中でせんだって、栃木国体で南高がレスリングですばらしい成績を収めたし、清岡さんと西内君。そういう意味で結構今、高校生、中学生のスポーツ熱が盛り上がっていると思いますので、その辺りも加味して、ちょうどウイズコロナ、アフターコロナになろうかと思っておりますので。本当に皆さんを巻き込んでやっていくというような、そこら辺の思いをちょっとお聞かせいただけますか。

◎前田保健体育課長 インターハイの場合には、高校生活動というものがございまして、県内いろんな学校にも協力していただきました。ただ全中に関してはそういう高校生活動に当たるようなものがございませぬ。大会の会場での補助員とか、そういったものがメインになろうかと思えます。ただやっぱり高知県の選手等がまた出てまいりますので、そこはしっかりマスコミ等にもPRしながら、特集を組んでいただいたりとか、協力依頼をしていながら、大会直前とか、7月頃に県体があり、四国大会へとつながってきますので、そこあたりでまた有力な選手も紹介していただくようなことをお願いしていきたいと思っております。

◎上田（周）委員 ぜひ盛り上げて、頑張っていっていただきたいと思えます。

◎三石委員 何でその予算を今言ってきたのかという事情は、理由も聞いてよく分かった

けど、どうして抗菌製でないといかんのかな。もちろんコロナになったら大変だということとは分かるよ。けどなったらどうすんのかと言われてたら、それ以上のことは判断できんわけやけれども。いつまでもこれは続くわけでないと思うのよね。抗菌製の卓球台を使わずに、やってるところはたくさんあると思うんでね。何で全中だけ、抗菌製の卓球台を外国から取り寄せてまで、やらないかんのかということよね。そこらあたり、もう少し詳しく、どう違うのか。コロナが収まったらその卓球台はどうなるのかとかそんなことも含めて、詳しく言っていただいたらと思うんですけどね。

◎前田保健体育課長 先ほども説明させていただきましたが、この大会の開催に当たりましては日本卓球協会新型コロナウイルス感染症ガイドラインというのがございまして、その中の卓球競技、試合進行上の特別措置としまして、卓球台の消毒、ボールの消毒が明確にうたわれております。これまで開催されました大会等につきましても、全国大会については、抗菌材、抗菌仕様のものであったり、消毒を実際にやりながら拭いていくっていうものもございました。その中で検討した結果、抗菌材の台が補助員等が1回1回試合が終わるたびに拭くこともないということで、できればその抗菌材の台を使用させていただきたいということをお願いしております。

また、この大会はコロナ禍ということで、先ほど言わせていただきましたが、状態が改善されて、今春野にある令和元年度に購入した台が使えるんじゃないかということで当初予定をしておりましたが、どうしても抗菌材あるいは消毒をしないといけないということが、競技団体から示されてございますので、それを受けまして春野の台も調査しましたが、消毒等で台を拭いてしまうと、色が落ちたりとか、板が反ったりというようなことが起こってくるため、施設側も貸出しできないということを言われておりますので、こちらで購入ということを考えております。

◎三石委員 卓球連盟か何か知らんけれども、ガイドラインにそう示されてると言えば何でも言えるわけやけれど。そこまでして、やらないかんかと私は思いますが。試合やるごとに消毒して、そこまでしてやらないかんかなということを感じるわけよ。ガイドラインで決められてるから、それは何も言えんけどね。ちょっと大げさ過ぎんかね。私はそんな気がするがね。ほかの競技なんかはどうするんですか。

◎前田保健体育課長 卓球競技とかそれぞれの競技の特性にもよると思うんですが、やはりいろんな競技がありまして、それぞれガイドラインを出して、できるだけ感染症対策をやっております。やはり競技の中で、感染者が出ればどこに原因があったのかということを考えながら、各競技でガイドライン等を修正していておりますので。その中で、卓球協会は、やはり台はよく選手が手で触っておりますので、そこから感染し目とか、口とかに手が行くと、それでコロナの感染が起こってしまいますので、卓球についてはそういったことで、とにかく台をメインに、あとそれぞれ感染対策もしっかりやりながらやって

おります。できるだけリスクを下げるというところで、各競技団体が考えているものと思います。

◎三石委員 もうそれ以上言いませんけど、大げさ過ぎるよ、はっきり言って。もし、コロナになったらどうするのかと言われたら、それ以上のことは言えんけどね。ガイドラインで決められてると言われれば、それ以上のこと言えないけど、大げさ過ぎる。自分は思うんですよ、思いを言わさしてもらおうとね。そこまでしてやらないかんかということよ。何も試合が終わるごとに消毒してなんて。本当にそんな気がしますがね。それで、これが終わったらどうするんですか。

◎前田保健体育課長 購入させていただいたものについては、引き続き県民体育館で使用していきます。今あるものにつきましては、ほかの県立施設にお願いして使用していただくことで今考えております。

◎三石委員 コロナが落ちついても、これから先ずっと消毒しながら卓球はするんですかね。

◎前田保健体育課長 今回のガイドラインで示されているものに従って、やはり競技団体は動いていくということになってきます。そこに関しては卓球協会が示しているものについて、各県の連盟であったりとか、いろんなところはそれに従ってやっておりますので、日本卓球協会のガイドライン等が変わらない限りは、感染対策を徹底していく、やるっていうのが今スポーツ界でやられているものですので、そこは御理解いただきたいと。

◎三石委員 私は理解をせんけど、仕方ないですわね。こういう声もあったということだけ、本元へ言っといってください。要請ということで。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、保健体育課を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎大石委員長 続きまして、教育委員会から4件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

#### 〈小中学校課〉

◎大石委員長 まず、教職員の不祥事について、小中学校課の説明を求めます。

◎今城小中学校課長 それでは、総務委員会資料報告事項の小中学校課、赤色のインデックスをお開きください。教員の不祥事が発生しまして大変申し訳ございません。9月の初旬に処分を行いました事案について御説明させていただきます。

強制わいせつの容疑により逮捕された日高村立日下小学校教諭、男性24歳に対しまして、令和4年9月9日から令和5年3月8日まで停職とする懲戒処分を行ったものでございます。

概要につきまして御説明させていただきます。日高村立日下小学校教諭は、令和4年7月31日日曜午前1時頃、高知市内を自家用車で走行中に、成人女性が歩いているのを見かけ、車に乗るように声をかけ、女性を車の助手席に乗せました。その後、同教諭は車内や車外において合計3回、女性の体を触るわいせつな行為を行いました。そして同日午前11時頃、同教諭は強制わいせつの容疑で、警察署員に逮捕されました。その後同教諭は、高知南警察署から高知地方検察庁へ送致され、8月19日金曜日、起訴猶予の起訴処分となり釈放されたものでございます。なお同教諭からは、退職願が提出されましたため、9月8日付で普通退職となっております。以上が事案の概要となります。

先ほど教育長からもあったと思いますけれども、今後は、教職員による不祥事の根絶に向けまして、全ての教職員が、教育公務員としての職責を自覚し、高い倫理感や使命感を確立するための取組を一層進めるとともに、引き続き学校の組織力向上や、風通しのよい職場づくりに努めまして、子供たちのために一丸となって職務に精励することで、県民の皆様への信頼回復に努めてまいります。以上で説明を終わります。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎桑鶴委員 同じ小学生の子供を持つ親として、学校から不審者情報とかがよく来る中で、その学校側の先生がやってしまうってことは、非常にしんどいことだと思いますので、ぜひこういうことがないように、努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎今城小中学校課長 本当に一丸となって職務に精励してまいりたいと思います。

◎黒岩委員 こういう事案は度々起こっているわけでありまして。常にこういう委員会の席で、教育委員会の執行部の皆さん方が、頭を下げておわびをされてるわけですけども。こういう事案が度々起こってくるという状態を、どうしていくかということで、恐らくいろいろ先生に対する指導等もされてると思うんですけども。具体的にこういう事例が起こった後、県教委としてはどういう対応をされたんですか。

◎長岡教育長 県立学校で起こった場合には、県立校長会を開催し、こういう事案が起こった要因としてどんなことが考えられるのか。各学校の状況はどうなのか。そういったことを各学校で点検をしてほしいといったようなこと、そして校長会の中では校長同士で、やはりどういうことをしていけないといけないのかというようなことを話し合う。それを学校に帰って職員と話してもらい、そういうようなことを実施しております。なお、市町村で起こった場合には、市町村教育長会、そして市町村の校長会で同様の話をしていってるといような状況です。

◎黒岩委員 日高村は高岡郡ですから、どういう対応をされたかお聞きになっていきますか。

◎長岡教育長 この14日に、市町村の教育長会がございまして。その中でこの具体をお話ししながら、教育委員会の中で話していただきたい、そして学校の中で話していただきたいという話をするようになっております。なお、この事案が発生した時点で、日高村とは話を

しておりました、日高村の教育委員、村長も含めて、常に学校の中でも話合いはしていただいております。

◎黒岩委員 教員になろうという思いを持って採用試験を受けて、合格をしてという中で、時代とともに、一人一人の個性が変わってきていると思うんですね。採用試験を通じて、どういう感じで採用するかということ、いろいろ考えながら採用しなきゃいけないという、時代背景はあるかと思うんですが、冒頭に教育長が言われたように、なかなか教員になろうという人が少なくなっている現状もあり、難しい時代だとは思いますが、その辺りの採用試験のありよう等についてはどんなふうにお考えですか。

◎長岡教育長 黒岩委員におっしゃっていただいたように、今若い方がどんどん入ってきて増えております。ただその中には、やってみてやっぱり自分に合わないなとすぐ辞めていってしまう方もおります。かつてはそういった方はほとんどいなかった状況があります。そういう中で、かといって若い人も入ってもらわないといけない、そのためにはやはり、県教育委員会が実施する研修だけではなくて、学校の中でどういうふうに若い人を育ててもらうのか、若い方に高知県の子供のためにという志をつくってもらうのか。そこは校長たちと一緒に話をし、我々としては、若手を育てるメンター制を取り入れて、学校を支援していこうとしているところでございます。

◎上田（周）委員 さっき桑鶴委員がおっしゃったことが全てだと思います。黒岩委員からもあったんですけど、振り返ってみたら、田村教育長、伊藤教育長そして長岡教育長、もう全ての時期で委員会の度に大変な思いをされて。やっぱり具体的には検証ですよ。黒岩委員からもありましたが、どうしてかということと、それから具体的な対策ですよ。やっぱりこういう時代背景の中で、教育全体でしっかり検証して分析して、対策に取り組むということをしつかりやっていくべきだと思いますが。コメントを頂きたい。

◎長岡教育長 おっしゃっていただいたように、なお教育委員会の中で、どうしてこういうことが頻繁に起こるのか、再度我々自身も深く分析してみないといけないと思います。その中で、例えば採用試験のことであったり、採用試験の方法であったり、それから研修の方法であったり、学校にお願いすることであったり、そういったものをもう一度見つめ直してみる。その中で、教育委員会として実施していくもの、そして市町村にお願いするもの、そして学校の中にお願いするもの、そういったものをきちっと分けて分析をして、また学校と一緒にやっていきたいというふうに思います。

◎森田委員 採用してまだ2年ぐらいの人やと思うけど、採用時点での履歴だとか性癖だとか、どうなんやろね。あまりにも教育者の不祥事が多くて、ほかの善良な一生懸命な人の教育の信頼をもう何もかも落としてしまいゆうけど。何か傾向があるんで。傾向と対策。こういうことを起こした人の傾向とそれについて次からの採用の対策みたいな。こんな2年ぐらいの子が、こんな恥ずかしい県全体の教育者の信頼を傷つけるようなことにな

って。本人は辞めたら済むかも分らんけど、落ちた信用は戻らんしね。そういう意味では、対策も取らないかんね。採用した人にぎちぎちいろいろ再々、あなた方は大変な思いをしゆうけど、たった2年ぐらいの子がこんなことをして、営々と積み上げてきた信頼をずっと傷つけてゆくなんて。採用時点で見抜ける者はそこでもちゃんとしとかないかんし、それから職員採用した後でも都度都度、強要していかないかんろうし。僕は採用時点で何か問題がなかったかなあという気がしますが、どうなんでしょうかね。

◎今城小中学校課長 採用時点でどうかということにつきましては、ちょっと存じておりませんが、勤務状況につきましては、学校からこの教諭につきましては、明朗快活で素直さがあって、コミュニケーションを取りながら一生懸命職務を遂行していたと、勤めていたということは聞いております。児童に寄り添った学級経営もできていて、信頼関係も構築できていたという話でございますけれども、やはり先ほど教育長が申しましたように、いま一度もう少し分析をして、どういう採用の方法があるのかということは教委全体で考えていかなければならないというふうに考えております。

◎森田委員 小学校といえ県費教員で、こういう行動遍歴なんかも、小学校から報告を受けただけうのみにして、すごくいい先生、明るい先生でした。何か現場から声を聞くのはそんな伝え聞きでいいのかっていうこともあるし。こういう事例はやっぱり、性癖も確認して、次への材料にするっていうことが僕は大事だと思うけどね。採用の責任者やからね、教育長は。そこら辺今後どうされますか。もうあんまり恥ずかしいね。

◎長岡教育長 やっぱり採用の時点で、その方の過去の履歴というのがなかなか分かる状況で採用ができていないっていうのはあります。ただ、採用の中では面接とかメンタル面での検査は実施して、その方の考えていることとか、過去にどんなことをやってきたとか、そういうお話は聞いておるんですけれども、なかなかその性癖等について、十分な調査ができてはいない状況です。そういった意味で、やはり採用してから、その人の動きがどうなのかということについては校長先生によく見てくださいます。それは、単に学校の中だけではなくって、やはり生活の面でもちゃんとしてるかどうかっていうのは、指導をしてくださいねっていう話はしております。そして、言われたように今回のケースについても校長とか地教委から、生活の面も含めて聞きながら深掘りしていきたいと思えます。

◎森田委員 本人は教職から降りたら、それで済むかも分らんけど、あなた方が長年築いてきた教育者としての信頼は、一度傷つけられたら、またやねって刷り込みがだんだんと重たいムードをつくっていくんで、採用時点でしっかり目を開けて吟味するのも一つやし、採用直後から教育者としての育成も当然やっていかないかんし、重たい重たい。何か教育者の頻度が特に多いなあという気もするんやけど、一般社会人と比べてどうなのかも分らんけど、あんまりこと恥ずかしい。こんな事案。もうええ加減で止めてほしいなと思いますので、しっかり取り組んで欲しいです。よろしくお願いします。

◎大石委員長 今回の御答弁を聞いたら、学級経営もうまくいったということは担任を持たれてたんだと思うんですけども。これで見ると夏休みだからある種、不幸中の幸いと言いますか、学校中にいきなり先生が消えたということじゃなくて、夏休みが明けたらいなかったという感じに恐らくなつたんだろーと思えますけど。やっぱり子供たちの心の負担は大変大きなものがあるんじゃないかと推測しますけど。その辺りのフォローはしっかりできてるんでしょうか。

◎今城小中学校課長 この案件が発覚したのが、次の日の8月1日でした。8月5日が登校日でしたので、この日の前には保護者会等も学校でも開きまして、当日はスクールカウンセラーも、この日に子供たちの様子を見るために配置をして、様子も見てきたということもございます。また、そのあと2学期の始業式がございました。その日にもカウンセラーそして、この案件が報道されたその日の朝もということでスクールカウンセラーには、多めに行って子供たちのケアをしていただいております。

◎大石委員長 案件が案件なんであれですけど、子供たちにはこういう場合、どれだけ説明するもんなんですか。

◎今城小中学校課長 私どもが聞いておりますのは、登校日の日に、子供たちが初めて学校に来ましたので、その日に学校長から全体に対して話をする。それから、それぞれのクラスに分かれてそれぞれで話をするということで、その時点であまり分かっていなかったこともありますので、子供たちには落ち着いて行動するようにという話をしたと聞いております。

◎大石委員長 逮捕の罪状まで詳しく話をするものなのか、一定ぼかしてといいますか、どういふ話をするのか。

◎今城小中学校課長 現時点で分からないのでということで、子供たちには、逮捕されたという事実を伝えたと聞いております。

◎大石委員長 分かりました。引き続きできるだけサポートをお願いしたいと思います。

あと最後に、いろんな委員から、分析しないといけないと話が出たんですけども、特にこの5年ぐらいは非常に多いような印象を受けますけれども、その動機とか、あるいは年齢、かなり若い職員が多いと思います。その辺りの傾向というのはどういふふうになってますか。

◎長岡教育長 やはり、今おっしゃっていただいたように、どちらかという若い方のこういう非行為が、件数から言えば割合が多いように思います。そういったことも含めて、今後分析をしていきたい。特にこの5年間ぐらいについては、しっかり分析をしていきたいと思えます。

◎大石委員長 特に若い世代が多いというのが今一定分かってるという中で、これだけずっと不祥事が続いてきて、若い世代向けに特別にそういったコンプライアンスの対策を行

ったりとかはもう既にやられてるんでしょうか。

◎長岡教育長 特に初任者研修とか、特にそういった方は研修も多いですので、その中で不祥事はこんなものがあるからという話をして、自分自身を振り返っていただきたいという話はしております。

◎大石委員長 今日各委員から、かなり厳しい御意見が出ましたけども、ぜひまた再発しないように構造的なこともしっかり分析いただいて、対応していただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

質疑を終わります。

以上で、小中学校課を終わります。

### 〈高等学校課〉

◎大石委員長 続きまして、教職員の不祥事について高等学校課の説明を求めます。

◎並村高等学校課長 県立高等学校元教員の失職に関する処分事案について説明をさせていただきます。総務委員会資料報告事項の高等学校課という赤いインデックスをお開きください。処分を受けました職員は、高知県立高知工業高等学校、元教諭31歳男性でございます。元教員は、令和3年4月24日土曜日から令和4年1月24日月曜日までの間に、6人の女性宅に侵入し、下着や現金等の窃盗を行った上、その盗品を隠匿する目的で国家公務員宿舎の空き部屋に侵入した行為により、高知地方検察庁に起訴されました。その後公判を経て、令和4年8月9日火曜日に懲役3年、保護観察つき執行猶予5年の判決が言い渡され、同月24日水曜日に同判決が確定し、地方公務員法第28条第4項の規定により失職いたしました。これにより9月8日付けで、職員の退職手当に関する条例第12条第1項第2号の規定に基づき、一般の退職手当等の全部を支給しない処分を行いました。

元教諭の行為は、社会人としての規範意識の欠如を指摘されることはもとより、子供の尊厳を率先して守り、その成長を支援していく立場にある、教育公務員としての社会的信用を著しく失墜させるものであり、到底許されるものではありません。

県教育委員会としましては、教職員による不祥事の根絶に向けて、全ての教職員が教育公務員としての職責を自覚し、高い倫理観や使命感を確立するための取組を一層進めるとともに、引き続き学校の組織力向上や、風通しのよい職場づくりに努め、子供たちのために一丸となって職務に精励することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。以上説明を終わります。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎三石委員 こういう報告を受けるだけで、またかという気もするし。もうくどいこと言いませんけど。こういうことをやることによって、生徒たちがどういう影響を受けるか、保護者、世間がどう思うか。と同時に、やった本人は当然のことだけれど家族とかいろいろ親戚がおると思うが。そんなことも含めてやっぱり自覚を持たないかんよね。自覚を持

っていても、さっきの報告みたいなことをやるわけやけれども、もうええかげんにせないかん。結びにね、さっき小中学校課で言うたことをそのまま受け取ってください。聞いたでしょう。こんなことで時間を費やすのは本当に情けない。

◎並村高等学校課長 先ほど、小中学校課の際にもあったこと、高等学校課としてもしつかりと受け止めて、これからも精進してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

◎森田委員 確かにこの東次郎は、元教員かもしれんけど。これ当時の話は教員やったのか。こんな話はやっぱり当時教員でいかんと。元教員だと、ずっと前にこの事件と関係なしに辞めたみたいな。最初の記載は元教員やけど、そのすぐ下に元教員。この事件をきっかけに教職を離れた、当時現職の教員だったという話は、常に反省の意味もあって、当時教員だというのは、どっかにきちっと履歴を明確にして反省材料にしないと。元教員だと、何かのときに外れた教員みたいになって、他人づらしゆうとそんなふうにも取れるんで、どこかにやっぱり当時教員だったという話は、反省の手として入れるべきだと私は思うね。

◎並村高等学校課長 ご指摘ありがとうございます。当時事件を起こした時は教諭でしたので、そういったこともしつかりとお示しできるようにしてまいります。

◎塚地委員 この犯罪、先ほどは起訴猶予になってるので、ちょっとあれなんですけど、まず二つとも、女性に関わる問題で、やっぱり今の社会情勢の中で、女性の人権はすごく大きな問題になってるんですけれども、そこが、この学校現場の先生がたの中でこういう状況が、特に年齢的に若い方々の中で起こっている問題として、やっぱその女性の人権にスポットを当てた、ジェンダー教育みたいなものは必要じゃないかと思うんです。ぜひそういうところにも力を入れて今後、学校内で対応してもらいたいなということがありますが、そこはどうなんでしょうか。

◎長岡教育長 おっしゃるように、女性の人権を基本的に無視しているものだと思います。そういうものが、教員の中にまだあること自体が許せないところだと思いますし、ジェンダーに関する女性差別に関する、あるいは女性の人権に関する研修はしっかり行っていかなければならないと思っております。

◎塚地委員 ぜひ、お願いしておきたいと思ひます。子供たちもそうなんですけど、今回の工業高等学校のこういう場合は、結構職員や同僚も、ある意味ちょっと動揺することもありますので、校長先生も含めて、子供たちと同時に職場環境のフォローもしつかりと。とりわけ女性はこういう事件が起こったときに、自分も被害者になったような精神状態になるので、ぜひ職場環境に注意しちやっけていただきたいなと思ひます。

◎長岡教育長 実際に学校の校長については、僕のほうで直接呼びました。呼んだ上で、やはり職場の状況はどうなのかと。何か相談ができにくいのか、先輩と後輩の間はどうなんだ。あるいは管理職との間はどうなんだというお話をさせていただいて、その上で、今

回こういう事件が起きましたので、やはり特に女性の職員さんについては、気をつけていってほしいという話もさせていただきました。

◎森田委員 ちょっと納得いかない。資料の上の対象職員の箇所は、元教諭でもいいかなと思うけど、下の事案の概要の最初から元教諭と書いてある。これは元教諭が病気かなんかで、ずっと以前に辞めた人がみたいな話で書いてるけど。やっぱり当時教員がこんな事件を起こして公判を経て失職をしたと、そして元教諭になったというような話でない。元教諭がと書いたら、なんかだかの理由で辞めた人だったのかなあと思う。やっぱりこの事案の概要のスタートは、当時教諭と書き、結局教員資格を失って失職したと。ほんで、上には、現在の彼を糾弾するには、元教員と書く。当時現職教員だったという話は、教育界の戒めのためにもきちっと、ちゃんとストーリーとしてないと。いきなり元教諭から始まると、読みようによっては、親の看病のためとか、何かの都合で辞めたのかみたいになるんで、当時教員だったという話でいかない。先生方に僕が説教するのはおかしいけど。それはそうだと思いますよ、戒めのためにもきちっと現状を説明する。ストーリーとしてちゃんと組立てないといかんと思いましたね。

◎長岡教育長 申し訳ありません。この資料の作り方について、やはり県教育委員会は当事者ですし、これは教諭のときに行ったことですので、元とかということではなくて、教諭と書くべきだった。これからはそういう資料の書き方につきまして、もう少し当事者意識を持ってつくりたいと思います。

◎大石委員長 先ほどの小学校の事案のほうは、御自身から退職届が出てきたということでしたけれども、この高校教諭は、退職届は出てきてるんですか。

◎並村高等学校課長 今回の事案につきましては、警察に拘留されておりましたので、そういった手続等が行われておりません。なお、そのことがありましたので失職という形をとっております。

◎大石委員長 ということは、失職するまでの給与はどうなってるんですか。

◎並村高等学校課長 給与につきましては、休職給与が支給をされておりました。

◎大石委員長 拘留期間中は、そういう意思表示はできないんですかね。7か月かかっているわけですけど、その間給与を支払い続けてたってことですよ。それは一般的な対応ですか。

◎並村高等学校課長 こういったケースにつきましては、休職中の給与は減額にはなっていますが、支払いはしております。

◎桑鶴委員 失職ということなんですが、教員資格もなくなってるんですか。

◎並村高等学校課長 なくなっております。

◎森田委員 今7か月って言ったかね、やっぱりこういう犯罪者は、規定によって払ってきても、支給するに値せんと思うけど。犯罪が確定したら遡及したりせんのかな。

どうなんでしょうね。過去の実績は。

◎長岡教育長 そこは過去の例を調べてみないといけないと思いますし、知事部局の事案も調べてみないといけないなと思います。

◎森田委員 知事部局でもいっぱい先例があると思いますので、そこら辺もまた整合するならして、こんな犯罪者に規定だからといってずっと払ってきて、そのまま刑が確定したら、その時点から教職員免許も含めて取り上げるというのではなく、やっぱりそこら辺は、戒めというか、そんなこともちゃんとせんといかんと僕は思うけどね。大事な県費の正当な使途っていう話からすれば。知事部局にも先例が幾つかあろうと思うんで、そんなことも研究してみてください。

◎大石委員長 関連で。教員免許の件ですけれども、その前の小学校教諭の件は不起訴になってるんですけど、不起訴だと教員免許は継続してるという状態でもよろしいですか。

◎長岡教育長 懲戒免職処分か失職の場合に、教員免許を取り上げると。減給とか停職の場合には、取り上げることにしないという状況です。

◎大石委員長 中身が分からないし、これも大変な事案なんであれですけれども、一方で、本当に信頼されてる教員であれば、どう言うんでしょうね、中身によりますけど、不起訴になった場合に教員を辞めずにやるって言った例とか、もう1回そこで立ち直るとか、そういう例はあるのか。それか、こういうことになったら不起訴でも、やはりほとんど100%退職されてるのかその辺りはどういう状況でしょうか。

◎長岡教育長 例えば高知県で懲戒処分を行われたときに、もう1回高知県で受けるという状況はまずあり得ない。ただ、他県に行って受けるという例はあると思います。そうすると高知県以外から、そういう方が高知県を受けに来た例はあるんじゃないかと。ちょっとそこまでは分からないと思うんですけど。ただ言われてるように、願書に賞罰を書く部分があります。基本的にこれが書かれてなかったら虚偽を書いたことになりますので、そういった意味では懲戒処分を受けてるんだなということは、基本的にはつかめる状況にはあります。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校課を終わります。

#### 〈高等学校振興課〉

◎大石委員長 次に、土壤汚染対策法等に基づく手続の未届け事案につきまして、高等学校振興課の説明を求めます。

◎野田高等学校振興課長 総務委員会資料報告事項の高等学校振興課と書かれました、赤色のインデックスをお開きください。土壤汚染対策法等に基づく手続の未届け事案についてでございます。

初めに、1事案の概要でございます。現在、安芸桜ヶ丘高等学校の敷地に、（新）安芸

中学校・高等学校校舎等の整備を進めております。本年6月、県環境対策課から発出されました、土壌汚染対策法に係る通知の内容を確認していく中で、この校舎等の整備において、土壌汚染対策法に基づく必要な手続ができていなかったことが判明いたしました。この事案を受けまして、県教育委員会所管のほかの施設につきましても手続の状況について、調査をいたしましたところ、ほか4施設において手続ができておらず、また、関連する水質汚濁防止法に基づく手続についても、重要な高等学校において届出ができていなかったものでございます。

次に、2土壌汚染対策法の手続ができていなかった施設等と対応状況でございます。この土壌汚染対策法は、土壌の特定有害物質による汚染状況の把握に関する措置等を定めることで、国民の健康を保護することを目的としておりまして、3,000平方メートル以上、または、後ほど御説明いたします水質汚濁防止法における有害物質を使用する特定施設の敷地においては、900平方メートル以上の土地の形質を変更する場合に、工事の着手前に土地の形質変更の届出が必要となります。この届出を行った土地においては、水質汚濁防止法に基づく有害物質の使用の届出履歴がなければ、土壌汚染のおそれなしと判断されまして、工事に着工することができますけれども、水質汚濁防止法に基づく有害物質の届出履歴などがある場合には、そういった施設敷地の場合には土壌汚染のおそれがあると判断されまして、知事等は土壌の汚染状況の調査を命じることとなります。この調査の結果、土壌の汚染状況が基準値以下であれば、土壌汚染のおそれなしとして工事に着工することができます。

この届出ができていなかった施設につきましては、表に記載をしております、5つの施設となっております。そのうち、（新）安芸中学校・高等学校と須崎総合高等学校につきましては、もともとの敷地が工業高等学校であり、実習等で有害物質を使用いたしますことから、水質汚濁防止法に基づく有害物質を使用する特定施設として届出を行ってまいりました。このため、（新）安芸中学校・高等学校については、土壌汚染状況調査が必要と判断されますことから工事を中断し、届出とともに土壌汚染状況調査を行いまして、汚染がないことを確認した上で、工事を再開しております。また、須崎総合高等学校につきましては、県環境対策課に手続を確認いたしましたところ、既に工事が完了しているということから、法に基づく届出を今となっては受理することはできないけれども、仮に工事着工前に届出がなされていれば、土壌汚染状況調査の命令を行う案件であるとの回答がありましたので、事後とはなりますけれども、現在調査を行っております。

そのほか、高知国際中学校・高等学校と高知江の口特別支援学校・心の教育センター、そして青少年センターにつきましては、仮に工事着工前に届出がなされていたとしても、有害物質の使用履歴がなく、いずれの工事敷地も土壌汚染のおそれはないということから、調査は不要であると判断されるとの、県環境対策課等からの回答も踏まえ、土壌汚染状況

調査は実施しておりません。

続きまして、3 水質汚濁防止法の手続ができていなかった高等学校と対応状況でございます。この水質汚濁防止法は、工場などから公共用水域に排出される水の排出等を規制することで、国民の健康を保護することを目的としておりまして、法令で103の施設が指定をされております。県教育委員会所管の施設においては、農業、水産または工業に関する高等学校の洗浄施設や焼き入れ施設、また501人槽以上の浄化槽を整備する場合などにおいて、その整備前に特定施設設置の届出が必要となります。また農業、水産、工業高等学校の施設においては、有害物質を使用する場合には、有害物質使用特定施設ということに該当することとなります。この届出ができていなかった高等学校につきましては、設置届そのものが未届けであった学校施設が4校、設置届は出されておりましたけれども、その後の氏名等変更届が未届けであった学校が8校、廃止届が未届けだった学校が3校ございました。未届けへの対応状況につきましては、設置届につきましては現在手続中であり、氏名等変更届及び排出要件につきましては、届出が完了しております。

これらの手続ができていなかった要因でございますけれども、法令に対する私ども職員の理解が不十分であったことが大きな要因でございます。この再発防止でございます。今回の事案を踏まえまして、課長会、事務局内研修会などを通じまして、法令の徹底を図りますとともに、土壤汚染対策法の手続につきましては、チェックシートを作成し活用することで、手続漏れを防いでまいります。また、これまで学校ごとで行ってまいりました水質汚濁防止の届出手続につきましては、県教育委員会事務局に集約して行うことで、手続漏れを防いでまいります。

最後に、6（新）安芸中学校・高等学校の校舎等整備に係る工期の変更についてでございます。校舎棟及び体育館新築工事につきましては、今回の事案によりまして、工事を一時中断しましたことから、それぞれ工期を変更し、校舎等におきましては令和6年3月14日、体育館においては令和5年12月31日を完成予定として工事を進めてまいります。なお、校舎棟及び体育館の新築主体工事につきましては、議会の議決を得た契約でありますので、今回、工期を4月内で延長したことにつきましては、高知県契約条例第3条第2号の規定に基づきまして、工期延長についての専決処分の報告を行いました。当課の説明は以上でございます。誠に申し訳ございませんでした。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎上田（周）委員 先ほど課長からなる説明があったんですが。今回の土壤汚染対策、水質汚濁防止法は、環境保全の意味からも重たい法律だと私は思います。罰金刑もございませぬ。そんな中で、基本中の基本で守らんといかんことを、公の機関が守られていなかったことは非常に問題があると思いますので、その辺りをまず強く指摘しておきます。その上で、具体的なことをお聞きしたいんですが。まず、新しい安芸中・高等学校は、工事

の着手が令和3年6月に始まってますよね。1年後の令和4年6月に指摘があったということで。大きい建物ですから当初の設計協議の時点とか、さらには建築確認申請時に環境対策課とか建築課と協議をしてると思いますが、そのときこういう大事な法律があるよというようなことは、連携が取れてなかったんですかね。

◎野田高等学校振興課長 工事を進める際には、工事主管課である当課と、県の県有施設の営繕を担当する土木部建築課と協議を進めながら行っております。今回の事案につきましては、建築課の職員も土壤汚染対策法に基づき、理解はしてはございましたけども、その範囲が3,000平方メートル以上の1件の工事につきということで認識をしてございました。今回の安芸中学校・高等学校におきましては、校舎棟の工事と体育館の工事の時期をずらし、また発注業者もずらしながら行っております。それでいくと校舎棟が約2,200平方メートルで、3,000平方メートル未満でございました。そういう意味で勘違いがございまして、そのチェックが漏れていた部分も要因の一つとなっております。

◎上田（周）委員 今言いますように、1年後にそういうことが判明したということで、この先他の学校でもそういった新しい建築するということもあろうかと思えます。このあたり、今回しっかりと検証してやっていっていただきたい。もう1点、説明にもありましたがこの安芸中・高で、工期が、新聞報道では45日延期になったということで、結構長いスパンですよね。ちょっと心配するのは、完成が6年3月ですけど開校がその年の4月ですよね。その辺りの準備は大丈夫なんですか。

◎野田高等学校振興課長 この（新）安芸中学・高等学校につきましては、来年の4月に開校いたします。施設の工期が遅れておりますことから、1年ずれた形で、それぞれの別のキャンパスで生徒の教育活動を行いまして、予定としましては令和6年7月に新校舎のほうで、教育活動をスタートすることとしております。この間の準備につきましてはスムーズな移行ができますように、今から進めているところでございます。

◎上田（周）委員 それから須崎総合高校で、事後の判明を受けて、調査を実施中という御説明があったんですが、11月頃に判明予定ということで、願わくば全然問題ないよという結果ならいいんですけど。万々、ないと思えますけど、その辺りを受けての対策は、どんな感じなんですかね。

◎野田高等学校振興課長 現在、土壤汚染のおそれがあるところをまず書面の上から、ピックアップをしまして、それに対して10月中頃になるかと思えますけども、具体的にボーリング調査で、漏れてないか確認をさせていただくところでございます。その結果を踏まえてにはなりますけども、仮にそういった状況になりましたら、県環境対策課と協議をしまして、まずは必要な封じ込めができるような対策を講じてまいりたいと考えております。

◎上田（周）委員 水質汚濁防止法で、15校違反が判明したということですが。この中で501人槽以上の対象の学校がございしますか。

◎野田高等学校振興課長 現在、合併処理槽を501人槽以上を擁しているのは岡豊高等学校の1校になっております。

◎上田（周）委員 501人槽の場合は、河川とか海へそのまま90%以上浄化されたものが放流されるという理解でいいですかね。

◎野田高等学校振興課長 具体的にはパーセントまでは把握をしておりませんが、規模の大きな合併処理槽の場合には、そういった届出で場合によっては、環境対策課等からの定期的な確認があるというふう聞いております。

◎上田（周）委員 分かりました。今後は、先ほども申し上げましたが、大きな校舎で莫大な経費も要りますので、やっぱり手前に横の連携をしっかりと取っていただくように、要請しておきたいと思えます。

◎森田委員 今後の参考にもなろうと思えますので、土壌汚染対策法の調査費は、1校当たり幾らぐらいお金がかかるんですか。

◎野田高等学校振興課長 すでに実施させていただきました（新）安芸中学校・高等学校につきましては、約190万円程度の費用がかかっております。

◎森田委員 須崎総合高校は。

◎野田高等学校振興課長 同程度と想定されます。

◎野町副委員長 要請ということで。先ほど上田委員からの御指摘もありましたけれども。来年4月から新しく安芸中・高等学校が開校して、そろうのが6年4月ということです。校舎が完成しなければ、子供たちも一緒にスタートができないわけでしょう。そして、机とかいろんな備品も含めて移動させたり、いろんなことをするためには、これで見ると半月しかないわけですから。やっぱり工期はもうこれ以上遅れないということもそうですし、転居のスケジュール等も含めて、しっかりと事前にやって、子供たちが気持ちよく同じ校舎で学習のスタートができるように、教育委員会のほうでもしっかり支援をお願いしたいなというのを要請させていただきたいと思えます。ただでさえ随分遅れてて、地元ではいろんなことも言われておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思う。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校振興課を終わります。

#### 〈保健体育課〉

◎大石委員長 続きまして、部活動の地域移行の検討状況について保健体育課の説明を求めます。

◎前田保健体育課長 報告事項の赤い保健体育課のインデックスをお開きください。高知県における部活動地域移行に関する取組について、現在の状況を報告させていただきます。

1 ページを御覧ください。本年6月にスポーツ庁、8月に文化庁の有識者会議から、部活動の地域移行に関する提言が示されております。この提言の目指す姿としましては、少

子化の中でも、将来にわたり子供たちがスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保することであり、このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上することにもつながります。また、地域の持続可能で多様なスポーツ環境や文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保することも挙げられています。この背景には、生徒数の減少により、学校部活動だけでは子供の望む活動を行うことが難しいことがあります。そのためまずは、令和5年度から7年度を改革集中期間と位置づけ、休日の部活動から地域移行を可能なところから段階的に取り組むこととされ、都道府県において、休日の部活動の地域移行に関する具体的な取組やスケジュールなどを定めた推進計画を策定し、それをもとに各市町村においても推進計画を策定することを規定することが適当であるとされており、ただし、スポーツ庁、文化庁の正式な通知は10月以降の予定であり、部活動の地域移行を実施する際の財源の担保など、不確定な要素も多いのが現状でございます。このような国の動きも受けまして、部活動を所管する教育委員会と、地域のスポーツ文化芸術活動を所管する知事部局の文化生活スポーツ部と協議を始めてございます。その中で今後の部活動の地域移行に向け、県の施策等を検討するためにも、県内の現状や課題、課題解決のための方策などを検討する必要があることから、8月15日に県の検討会議である高知県における部活動地域移行検討会議を立ち上げ、協議を始めたところでございます。

ここで少し高知県の現状を説明させていただきます。2ページをお願いいたします。まず高知県の公立中学校の生徒・教員数の推移です。令和4年度と平成24年度を比較すると学校数が16減、休校・廃校が18校、新設1、再開1となっております。生徒がこの10年間で約3,000人の減、教員についても249人の減となっております。

次に、高知県の部活動の現状です。県内の国公私立、全ての運動部活動の部員数、部数について、令和4年度と平成24年度を比較すると、中学校の部員数が約3,000名減っており、部数が36部減少しております。表の右側に10以上増えた競技と、10以上減少した競技を示してございます。団体競技であるバレーボールやソフトボールなどが減っております。個人競技では、バドミントンとか弓道が増えてきている状況でございます。

次に、運動部活の加入状況です。平成27年度と令和3年度を比較すると、中学校の部員数は約1万2,000名から約9,900名に減少し、加入率も62%から58%に減少しております。今後の推計としまして、運動部活動の加入率が、令和3年度と同程度と考えた場合の令和9年度、令和14年度の運動部活動の部員数の推計値を表の左側に示してございます。令和14年度には、今よりも2,000名近い減となり、このような状況では十分な活動ができないことが予想されております。文化活動につきましては、吹奏楽部が52、次に多いのが美術部28、英語、音楽と続きます。学校によっては文化部を設置していない学校も見られます。

1ページに戻っていただきたいと思います。中段にあります、高知県における部活動地

域移行検討会議を御覧ください。検討会議と幹事会を含め今年度末までに6回予定をしております。協議内容は、本県の子供、特に中学生がよりスポーツや文化活動に親しむことができる環境づくりについての検討、そして国の通知や10月上旬予定のアンケート結果をもとに、本県の中学校部活動の地域移行の必要性、課題、対応等について検討し、最終的には、部活動の地域移行について、一定の考え方の整理を行っていきたいと考えております。検討会議の委員には、高知県教育長を会長に、文化生活スポーツ部長を副会長、市町村関係者など、記載のような方をお願いをしております。3ページには委員名簿がございますので、後で御確認いただければと思います。

この会議と並行しまして、説明会の実施に記載のように、各市町村担当者、教育長の会議である高知縣市町村教育委員会連合会、中学校校長会などの会議等が予定されているときに、適宜説明等を行っております。8月下旬には、県内全市町村と個別協議を実施いたしました。各市町村の現状や課題をしっかりと把握し、幹事会や検討会での協議内容に反映できるように取り組んでまいります。さらに10月上旬には、地域移行を行う場合の対象となる、小学校5、6年生、中学校1、2年生、その保護者、中学校教員対象のアンケートを1人1台端末などを活用し、現在実施しており、今月中に結果を集計する予定でございます。

4ページを御覧ください。8月の第1回検討会議で委員の方から出された主な意見をまとめたものでございます。1つ目は地域移行に対する考え方に関することでございます。丸の1つ目、子供たちのスポーツや文化芸術活動に関する環境整備、教員の働き方改革の面からしても、部活動の地域移行は大切な施策である。2つ目、中学校の部活動は非常に厳しい状況であり、部活動の地域移行については、課題を探すのではなくできることを探っていくしかない。4つ目、都市部と地方ではやり方も違う。県としてどう進めていくのかを考えていかなければならない。それから多くの委員から出た御意見では、やっぱり子供たちのために、どういう方法が一番いいのかということをしっかり考えていかなければならないというような御意見がございました。

2つ目の移行に関するメリットについては、これは今年度実践研究を行っている土佐清水市の委員の方が出されたものでございます。子供たちが中学生になってもそのまま活動を続けることができ、指導者が先を見据えて一貫した指導を行えることがメリットである。また、子供たちが団体戦の試合に出場することができるようになり、大変喜んでいるというような声を聞いていると伺っております。

3つ目は、移行する上での課題でございます。1つ目部活動の教育的意義を今後地域で行っていく場合、しっかり情報共有が必要だとか、3つ目4つ目辺りを合わせますと、休日の部活動を指導する場合、誰が責任を持つのか、責任と補償に対する制度が確立されていないと受入れが難しいといった声や、下から2つ目、専門の指導や大会等の企画・運営

等をコーディネートできる人材が必要。一番下ですが、文化部の場合は、各市町村に受皿になる団体がありません。中学校の文化部活動を全て移行する形にはならないと思う。一部は学校に残すと思われるというような、様々な御意見をいただいております。今後、市町村との個別協議や学校からの意見等をしっかり検討しながら、子供たちが地域で生き生きとスポーツ、文化芸術活動ができるよう、教育委員会と知事部局が連携しながら、検討会議や幹事会での議論を中心に、部活動の地域移行に関する高知県の一定の方向性などについて、年度末にはまとめていきたいと考えております。説明は以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎桑鶴委員 この間、本会議でも質問させていただいたんですけども。土日の部活を地域の人に教えてもらうという形でいいんですか。

◎前田保健体育課長 そうです。地域の方に取りあえず休日に教えてもらう考え方が出ております。

◎桑鶴委員 すごくメリットもあると思うんですけども。競技によって、クラブチームと部活に分けられてるんです。クラブチームに入ってる子はどうしても自分が行ってる中学校の部活ができない。やったとしても試合に出られない現状があると思うんですけども。そういうのは、スポーツクラブチームに入ってる子供でも、中学校の大会に出ることはできるんでしょうか。

◎前田保健体育課長 日本中学校体育連盟が、参加基準の緩和につきまして、令和5年度の四国4県全国中学校体育大会から見直すようにということで、各競技団体、日本中体連へスポーツ庁が、そういう申出をしまして、日本中体連につきましては緩和するという事で令和5年度から動くようになっております。

◎桑鶴委員 よかったです。地元の話になるんですけども、佐川町は少年サッカーとか野球がすごく盛んなところで、プロサッカー選手とかが出てたりするんですけど、中学校に行くと、どうしてもクラブチームに行きたがって、佐川中学校のサッカー部員は減ってるんです。少年サッカーの時に30人ぐらいいても、10人ぐらいがクラブチームに行ってしまう状態になってしまって、後の20人が中学校に上がってくるんだけども、今まで使われてなかったから、試合に出られないからサッカーを辞めちゃうとか、野球を辞めちゃうとか、そういう状態になってきてるので、できるだけ連携して、長くスポーツを愛するような子供を育てていきたいと思っております。できるだけ子供たちが、スポーツを続けていけるような環境づくりをよろしくお願いいたします。

◎前田保健体育課長 ひとつサッカーに関しましては登録の制度がございまして、学校に登録するのか、クラブチームに登録するのかということで、出られる大会がちょっと変わってまいりますので、今言われてるそこらも含めて、見直しが出てきております。今クラブチームサッカーの子供たちが、中体連の大会に出られるかというそこまで議論がまだ行

ってませんので、そこはまたサッカー協会とか、いろんところがこれからいろいろ検討されていくかと思しますので、よろしくお願いします。

◎三石委員 非常に分かりやすく説明がなされてます。まず、スポーツ庁、文化庁の有識者会議の提言の内容。目指す姿、こういうところを目指すんですよということで、国はそういう方向の中で行っているから、各地方も課題その他いろいろ出し合って、こういう取組を進めていきなさいということで言ってきた。それを受けて、実際休日の部活動の地域移行と、都道府県や市町村においても推進計画を策定しなさいと。そういうことを受けて、本県の取組をここに書いてますよね。そして、今部活がどういう状況にあるのか。そして、いろいろ課題について話し合うメンバーもこういう方々が中心になって話し合いますよと。そして、8月15日の協議の概要ですが、ほぼこれに集約されると思うわけ。地域移行に対する考え方がほぼ出てると思う。移行することのメリットも間違いじゃないと思う。移行する上での課題も間違いじゃない。そこでメリットとデメリットを含め、本県はどのような形にしていくのかということは、それぞれの立場、地域の意見を聞いて、つくり上げて行っていただきたいと思います。

ただ、私も若干教員をやらせてもらって、部活もやらしてもらいました。よく言ったことは部活動の推進。部活動に力を入れようって。体育系も文化系もですよ。それは、外部に頼むんじゃなくて、当時は主に学校の先生なんです。学校の先生が専門的に技術的なことは分からない、体育系であれば、バレーボールもソフトボールのこともよく知らないけれども、顧問になって、そしてその先生も一生懸命勉強をして子供たちと接する。下手は下手なりに。そして、土曜日だって日曜日だって、付き合うことによって、文化系であっても体育系であっても、そこで信頼関係が生まれるんですよ。私は女子のソフトボールをずっとやらせてもらったんですけども、土日も行きました。そんな中で、子供とも信頼関係ができるし、保護者とも信頼関係ができるんだよ。そして信頼関係ができた子供たちは必ず学級に帰ります。文化系も体育系も。だから学級経営もうまくいくんだよ。部活に多く参加していると、クラス中がうまくいってる。学校自体もうまくいくという経験を私はしてるんです。それと、花を大事にしよう。部活動の推進と、整理整頓、花を大事に。花をきれいに植えてる、大事にしてる学校、学級は落ちついてますよ。そんなささやかな経験がある中ではね、移行した場合に、この課題の中にもあるけれども、外に任せたけれども、そういう子供たちが学校へ帰ってきたとき、先生との信頼関係はどんなのかなって。信頼関係がなくなった時点で教育は成り立たないですよ。例えばここまでは仕事だから付き合うけれども、この時間が過ぎたら付き合えませんということで、その言葉を言った時点で信頼がなくなる。働き方改革も世の中の流れですから当然のことだけれども。けど信頼関係なくして教育は成り立たない。人間関係のことだから教育だけでもないですよ、全てにおいて。私はそう思うけどね。それとか適した指導者がいるのか。何でもかんでも

教えればいってもんじゃない、人格的にも指導者としてきちっとした方に見てもらふ保証はあるのかとかね。予算的なこともあるでしょう。そういう様々な課題が出てますけれども、そういうことも全部ひっくるめて。流れが流れやからこれを止めることはできないと思うので止めはしませんけれども、本当にいろんな意見を聞いて、いいものをつくり上げていていただきたい。もう本当にここに集約されてますね。これをどういうふうに調整をして、どう解決をしていくかにかかっていると思うんですけど。現時点で地域に移行さすんじゃなくて、主はやっぱり学校の教員ですよ。実際学校の先生だ。地域の方は補佐で。土曜も日曜もやっぱり学校の先生に出ていってもらって、そこで子供たちと汗を流す、そこに教員としての醍醐味というか、喜びというか、そういうものも感じて先生がたくさんいると思うんですよ。実際ここにも書いてるけど。そこらあたりのことも十分話をさせていただいて、いいものをつくり上げていただきたい。このように思います。要請です。

◎大石委員長 今の御意見は非常に本質的だなと私も思います。というのは、さっき予算の話も三石委員からありましたけど、物理的な課題としては報酬どうするのか、あるいはかなり郡部の子供たちだと、遠くからみんなを集めるのに交通をどうするのかとか、いろんなコストがかかることも想定される。それについてスポーツ庁や文化庁からお金が回ってくるのか。それとも文部科学省が措置するのか、その辺りはまだ不透明だと思いますけれども、いずれにせよ今日できることをやるというお話がありましたけれども、教育委員会でやるということは、その教育的意義が部活動に対してどれほどあるのかという総括といますか、高知県教育委員会としてどう考えてるのかっていうことをはっきり示す必要がある。これを教育委員会がやるということは、ある種覚悟だと思うんです。高知県教育委員会としては、これまでの部活動に関して総括としてこういった意義があるとか、今日の説明では、そういう考え方が少し見えない気はしましたので、そこはぜひまた大事にさせていただきたいなと思いますので、また議論を進める上で、御留意いただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

◎塚地委員 ちょっと聞き漏らしたんだと思うんですけど、基本的には、子供たちにどう保証するかということが出発点じゃないといけないと思うんです。地域移行することによってどういうメリット、デメリットがあるかということはずっと洗い出しておいでるんやと思うんですけど。この説明会の実施に書いてある10月のアンケートの実施については、もう既に何かを出してる状況でしょうか。

◎前田保健体育課長 9月の下旬に出しまして、10月の中旬までに、各学校の1人1台パソコンだとかを使って児童、生徒にお願いしますと、今依頼をかけております。

◎塚地委員 対象は。

◎前田保健体育課長 今後地域移行の対象となるであろう、小学校5年生6年生、それから中学校1、2年生、またその保護者、それから中学校の教員に対して、今、実施の予定

で動いております。

◎塚地委員 全県、全員対象なんですか。

◎前田保健体育課長 対象は公立中学校になっておりますので、中学校については、私立はやってません。小学生も市町村教育委員会のほうにお願いしております。

◎塚地委員 この集約が結構大きいと思うんですね。現実が一番よく見えてくるので。今後どうやって保証するか、財政措置どうするかということも含めて、このアンケートをどう分析するかというのは、一つの方向性を決めることにもなってくるんじゃないかと思うんで、また結果が出ましたら御報告も頂いて、今後の検討の参考にさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

◎大石委員長 関連で、塚地委員からお話ありましたけれども、普通に考えたらその地方のほうが都会よりもかなりコスト的にも変わってくる、厳しい環境にあるというのが予測される中で、国に対して、全国の中でそういったところが不利益にならないように、しっかり地方を手厚く支援してくれという要望は、知事会なんか通じてやれるようなことは現状やってるのか、これからやる予定なのかその辺りどういう状況になってますか。

◎前田保健体育課長 全国知事会とか市町村の会とか、そういったところからも、このことに関しましては、要望という形で上がってきておりますので、この間のスポーツ庁の説明の中にも、そういう形で全国から上がってきているという御説明もありました。それを受けて概算要求のほうにも盛り込んだみたいな説明がございましたので、そういうことでよろしくをお願いします。

◎長岡教育長 都道府県の教育長会の中でも、このことについてはかなり大きな話題になっております。その中で今都道府県間で、いろいろ意見交換もしているところで、やはり国に対して要望するところはしっかりしていこうというような話になっております。

◎大石委員長 国が旗を振ってやる事業でありますけど、ぜひ地方が不利益にならないように強く訴えていただけたらというふうに要請をしておきます。

質疑を終わります。

以上で、保健体育課を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

それでは、少し休憩をしたいと思いますが、50分再開でお願いします。

(休憩 15時31分～15時50分)

◎大石委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

委員会に先立ちまして先ほど、加藤委員から資料提供の要望ありました資料が早速でき上がったということで、配布させていただいておりますので、御確認をお願いいたします。

## 《警察本部》

◎大石委員長 それでは、続きまして警察本部について行います。

それでは、議案につきまして本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、各部長等に対する質疑と併せて行いたいと思いますので御了承願います。

◎江口本部長 それでは、警察本部提出の補正予算議案について御説明いたします。お手元の資料①令和4年9月高知県議会定例会議案（補正予算）の4ページをお願いいたします。今議会をお願いしている補正予算の見込額は、款14警察費に記載のとおり、総額で6,955万2,000円の増額となっております。項別の補正内容としまして、警察総務費5,933万3,000円は、電気料高騰に伴う補正、警察活動費1,021万9,000円は、遺体用保冷庫の更新整備を行うものです。

次に、債務負担行為に関しましては、9ページをお願いいたします。追加事項といたしましては、サーバー機器賃借料6,300万6,000円の1件であります。各事業の詳細につきましては、会計課長から説明させます。

次に、第7号議案職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案の警察関係部分について御説明いたします。お手元の資料③令和4年9月高知県議会定例会議案（条例その他）の32ページをお願いいたします。この条例の全体的な趣旨及び管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制、60歳に達した職員の給与の特例等の制度については、県警察の職員につきましても、先ほどの総務部からの御説明と同様でございます。なお、同条例議案第1条の職員の定年等に関する条例の一部改正のうち、警察官に特化した規定の整備内容について、後ほど警務部長から説明させていただきます。

次に、高知県が当事者である和解に関する議案について御説明いたします。お手元の資料④令和4年9月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の4ページをお願いいたします。本議案は、高知署員が、児童虐待の疑いで保護者宅を訪れた際、虐待情報の通報者を保護者に漏らしてしまった事案に対する損害賠償訴訟につき、裁判所提示の和解案について御審議していただくものであります。議案の詳細につきましては、後ほど首席監察官から説明させていただきます。以上で私の説明を終わらせていただきます。

## 〈警務部〉

◎大石委員長 続きまして、会計課の説明を求めます。

◎黒岩警務部参事官兼会計課長 それでは、お手元の資料の②令和4年9月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）に基づき、御説明いたします。

110ページ、公安委員会補正予算総括表を御覧ください。9月補正予算見込額は総額で、6,955万2,000円の増額となります。まず、歳入予算について御説明いたします。次の111ページを御覧ください。款9国庫支出金の補正額510万9,000円は、当初予算編成後に確定と

なりました警察署補助金の加算分でありまして、この後説明をいたします遺体用保冷庫の更新整備の歳出財源に充填するものであります。

次に、歳出予算につきまして112ページを御覧ください。上段の目2警察本部費の補正額5,933万3,000円は、施設における電気料高騰に対応するもので、燃料価格の変動により燃料費調整額の上昇が続いており、令和5年1月以降の次期契約分についてもさらなる電気料の高騰が予想され、予算が不足する見込みであることから、県立学校や県本庁舎などと併せて補正予算をお願いするものであります。同じページ、中段の目1活動費の補正額1,021万9,000円は、遺体用保冷庫の更新整備に伴う経費であります。遺体用保冷庫は、各警察署に合計15台整備をしておりますが、長期使用による老朽化で故障が頻発していますほか、古い保冷庫は、保守用部品が生産中止となりまして、安定運用に支障が出ているため、耐用年数7年を超えて使用している5台の更新をお願いするものであります。

続きまして、債務負担行為につきまして、113ページを御覧ください。追加事項のサーバー機器賃借料は、令和4年度予算により更新し、今年の10月から5年リース予定としておりましたが、半導体不足のため、後続機器の一部が納期末定で入札不調となったため、その機器の納期も含めまして今後のスケジュールを検討した結果、今年度中に契約を締結し、令和5年11月から5年リースとするため、今回の補正予算をお願いするものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎森田委員 今御説明いただいた燃料費の高騰に伴う補正で、電気代5,930万円。この話は、燃料費高騰に伴う契約電力会社ウエスト電力が、電力事業から撤退したことによって、四国電力に乗り換える経費増という理解でいいですか。

◎黒岩警務部参事官兼会計課長 毎年12月に契約をしております、現在契約しているところの電気料は、燃料費調整がありまして、これは財務省が発表する貿易統計実績に基づきまして、3か月ごとに変動分を発表してありますが、その変動分が上昇しており、これを加算しているものです。

◎森田委員 県警の契約している電力会社はどこなんですか。

◎黒岩警務部参事官兼会計課長 今手元にありませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

◎森田委員 燃料費って言われるけど、電力ではないんですか、燃料費ですか。

◎黒岩警務部参事官兼会計課長 電気を発電するために、タービンを回したりだとかにガソリン等を使うんですが、そのガソリンが高騰しているの、そのまま電気料に反映しているということになります。

◎森田委員 結構お金が6,000万円近くあるんで。これは3か月分ということやろか、どうなんですか。補正ですけど、当面の3か月分のことでしょうかね。電力料金とは違う

んでしょうか。

◎黒岩警務部参事官兼会計課長 これにつきましては1月から3月までの3か月分となります。

◎森田委員 今まで見ずに来てすみませんが、4月以降のウクライナ情勢をはじめ随分と燃料費が上がってきた、原油が上がってきた。前のことは分かりませんが、今までは補正なかったんですよね。補正予算の機会は6月にもあったはずですけど、今の9月時点の見通しとして、来年の1～3月分こっだけ、今補正をしとかなないと燃料費で支障が出るから、今時点の補正と、こういう理解でいいですか。

◎黒岩警務部参事官兼会計課長 そのとおりになります。

◎森田委員 今の理解時点で、承服しておきますけど。もう1回確認ですけど、電力料金じゃないんですね。今最初に御説明していただいた燃料費の高騰に伴うということではないんですかね。その燃料は何に使う燃料でしたかね。

◎黒岩警務部参事官兼会計課長 電気は、ガソリン等によりまして電気を発生するため、ガソリンが上がったので、その分が電気代に反映されて、電気代が高くなっている。

◎森田委員 自家発用の電気代ですか。契約電力会社の燃料代ですか。

◎黒岩警務部参事官兼会計課長 契約している電力会社が発電するために、使用する燃料、ガソリンです。

◎森田委員 大体理解できました。前段で教育委員会ともこんな話をしたんですけど。教育委員会も、税金をできるだけ効果的に使うという意味で、安い見積りを出したウエスト電力に四国電力から乗り換えたときに、ウエスト電力が電力事業を撤退したんで、また元の四国電力に乗り換えて、その際に、今までのウエスト電力に払っていた予算からいうと、随分高く払わないといけなくなったということで、補正を言うてきたんですよ。燃料費というのは電力会社の話で、それが本元かも分かりませんが、我々に説明する時点では、燃料費というよりも燃料費が背景にあります。電力会社を乗り換えることによって、発生してきた差額を今補正で予算措置をしとかないかんと。こういう理解でいいですか。

◎黒岩警務部参事官兼会計課長 乗り換えるのではなく、現在契約しているところは、ダイヤモンドパワー株式会社になります。

◎森田委員 新興電力会社が20社ぐらいあったのかな、見積り比較や入札をして、ちょっとでも安いところへ。だけど、売り言葉は、再生可能エネルギーを原資として、今のグリーン化のニーズに合ってますとか、おまけに安いですよと言いながら、旧来の四国電力から乗り換えた企業がダイヤモンドパワー株式会社ですか。この会社のまま補正が発生したということですか。この会社が営業中止をしたから四国電力に乗り換える費用なんですか。この会社に対して支払いが増えてきたんで、今回の補正になったんですか。

◎黒岩警務部参事官兼会計課長 電気につきましては、1月から12月までの契約になって

おりまして、今年度も12月までの契約は、ダイヤモンドパワー株式会社となっております。

1月以降はまだ決まっておりませんが、また新たな電力会社と契約をするわけですが、現時点でどこになるか分かりませんが、見込みとしましてこれぐらいの電気代が不足するだろうということで、補正をお願いしてるものであります。

◎森田委員 一応御参考までに申しますと。知事部局、教育委員会部局、警察部局それぞれが契約をされているみたいで、何か本質はよう見えませんが。新興電力会社は、自分のところで発電をしゃせんと思いますけど、太陽光発電だったり、再エネで発電しゆう会社もあるかも分かりませんが、そんなところが安いからと、四国電力から乗り換えたときなんか、安くディスカウントした予算で年度当初出発しましたが。物すごいクリーンで、売り方は上手ですけど、小さい会社ですから途中で体力がないですから、こういうふうな補正が発生してきてるんですよ。乗換えに当たっては、大金の変動はないんですけどね。四国電力さん再契約またよろしくお願ひしますって言ったら、前の単価より高くしますよ。浮気をしたんで、舞い戻ってきたから。こういうことなんか背景にあるんですよ。詳しくはまだこれからちょっと調べてみたいと思っておりますけど。

◎加藤委員 関連で。さっき教育委員会でこの電力の議論がちょっとあったので。今回の補正は県警本部の本庁舎と警察署と出先の庁舎の電気料金の値上がりにかかる補正予算だと思うんですが、今おっしゃっていただいた電力の販売会社は、全て契約は同じなんじゃないかね。

◎黒岩警務部参事官兼会計課長 ちょっと説明が抜かっておりましたが、ほとんどがダイヤモンドパワー株式会社なんですけど、各警察署も個別に契約をしております、本部以外で5か所ぐらいが四国電力、それ以外がこのダイヤモンドパワー株式会社との契約となっております。

◎加藤委員 ダイヤモンドパワー株式会社と四国電力と、全部含めた上での補正予算という認識でよろしいでしょうか。

◎黒岩警務部参事官兼会計課長 そのとおりでございます。

◎塚地委員 検体の冷凍庫15台についてですが、独居の方も増えたりして、調べんといかん御遺体が増えてるというお話を、私どもも耳にはするんですけど。今の15台で支障なくいけているのか。新しく更新する予算だとは思いますが、その実態としてはどんな状況ですか。

◎中内刑事部長 現在15台で何とか回っておる状態です。ただ、耐用年数が古いものとかだと若干直しながら使っておりましたが、それが壊れると回らなくなるということで。これまでは毎年2台お願いして、1台買っていただくようなペースできておりましたが、その影響がここにきてかなり危ない状態になってきたということで、今回補正をお願いするという流れになっております。ちなみに、県下で御遺体の取扱いは、昨年で1,167件ござい

まして、かつちり統計は取っておりませんが、検視官の感覚で言いますと、そのうちの8割ぐらいの御遺体を冷凍庫に入れます。短いものにつきましては、大体検視が終わって、葬儀屋が来られる間の二、三時間とか、長いものであれば、解剖が年間85件ぐらいございますけれども、その日には解剖しませんので、翌日とか3日後とか解剖する間入るとか、あるいはかなり傷んで本人確認ができない場合、例えばDNAでやるとか、あるいは本人が分からないので引渡しができないとか、あるいは犯罪の疑いがあるので一定の捜査があって、かつ通常であれば身元不明者は市町村に引き渡すんですけれども、それができずに一定期間、保険の照会とかを待つ間に、二、三週間かかるとか。長いもので1か月ぐらい保管するものもまれにあると聞いております。こういった状況の中で、何とか15台で回して、もしその署で対応できなければ本部にもございますので、それに入れるとか、よその署の保冷庫を借りるとか、そんなことでやりくりをして何とか回しておると。そういった事情の中で、古いものが多くなったので、今回まとめて御対応をお願いするといきさつでございます。

◎塚地委員 今お話があったように、必要性がすごく出てきているのは分かりましたので、この予算で更新していただけたらいいなと思いますけど。先ほど1,167件っていう、すごい人数だと思うんですけど、それを一人一人、やっぱり検視官が確認されるんですか。

◎中内刑事部長 基本的に通常の検視は、その検視課員が行って、御遺体を確認させていただいて、大半8割方以上、本部の検死官、中村にもおりますけれども、それが行って、指導したり大事なところを見るとか、そういう形でやっております。あと、検案していただく地元のお医者さんに来ていただいて、死亡診断書を書いていただくという流れがございます。多くはないですけども、必要があれば行政解剖をしたりという流れが発生していくということで、お医者さんと刑事が御遺体を確認するという作業は、1,167件となっております。

◎塚地委員 その死亡を確認するお医者さんが、なかなか忙しいというお話もちょっと聞いたことあるんですけど。そこは別段、今支障があるような状態にはなっていないのか。

◎中内刑事部長 高知県警察協力医会というものがあまして、特に重点的に、こういった死体の検案に協力してくれるお医者さんがいて助かっております。あと最近では機械を通して死因を究明するということがありますので、大きい病院へ連れて行って、機械を通して内臓を見るとか、そういった作業も発生しますので、そういうところにも協力させていただいておって、何とかお医者さんの協力で回っておるといところでございます。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、会計課を終わります。

次に、警務部長の説明を求めます。

◎尾崎警務部長 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案のうち、警察官

に特化した規定の整備内容について御説明申し上げます。お手元の青色インデックスの警察本部説明資料1ページの、職員の定年等に関する条例等の一部改正についてと書いてある資料をお願いいたします。

先ほど申し上げましたとおり、条例議案のうちの警察に特化した部分でございますけれども。まず、第1警察官に係る役職定年制についてでございます。改正後の地方公務員法第28条の2の規定により、管理監督職勤務上限年齢による降任制度が新たに設けられ、60歳になれば管理監督職は管理監督職以外の職に降任する、いわゆる役降りをするのが定められました。また、役降りをする事となる管理監督職につきましては、管理職手当を支給される職員の職及びこれに準ずる職であって、条例で定めることとされています。警察官につきましては、管理監督職の範囲を、警視または警部の階級にある警察官と規定し、60歳に達した警視または警部の階級にある警察官は、次の4月1日までに原則として警部補の階級にある職へ降任、役降りするというものであります。

続きまして、2特定地方警務官の特定任命（降任）を行うに当たって遵守すべき基準について御説明いたします。高知県巡査に採用され、警視正の階級まで昇任し、国家公務員となった特定地方警務官については、60歳に達した後、次の4月1日に高知県警察本部長が国家公安委員会の同意を得て、高知県警察の警視以下の階級、原則として高知県警部補に任命、特定任命することになります。この場合、特定任命を行うに当たって遵守すべき基準につきまして、地方公務員が役降りした場合と同様に、適性を有すると認められる職へ降任することや、人事計画その他の事情を考慮した上、できる限り上位の職へ降任することなどの準用規定を設けようとするものであります。

次に、3特定地方警務官に対する情報提供・意思確認についてでございます。地方公務員に対する、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報提供や60歳以降の勤務意思の確認については、任命権者が行うこととされていますが、国家公務員の特定地方警務官に対しては、任命権者の国家公安委員会ではなく、高知県警察本部長がその情報提供と意思確認に努めるものとするものになります。職員の定年等に関する条例の一部改正のうち、警察官に特化した規定の整備内容の説明につきましては以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎大石委員長 質疑を終わります。

続きまして、警務部参事官兼首席監察官の説明を求めます。

◎室津警務部参事官兼首席監察官 それでは、提出議案第15号高知県が当事者である和解に関する議案について御説明いたします。お手元の青色インデックスの警察本部説明資料2ページの、高知県が当事者である和解に関する議案についてを御覧ください。

本和解議案の前提となる事案は、令和2年12月3日高知署員が児童虐待の疑いで保護者

宅を訪れた際、虐待情報の通報者を保護者に漏らしてしまったものであります。事案発生直後から、原告への謝罪や申入れに応じた対応を行っていたところ、令和3年2月以降は、原告から本件事案に関する要望や連絡はありませんでした。その後、原告代理人から同年6月3日付で、本件事案によって原告が被ったとされる精神的苦痛に対する慰謝料として、200万円を請求する旨の書面が高知県警察本部宛てに送付されたものです。しかしながら、行為と損害の因果関係、賠償の要否についての判断ができず拒否していたところ、同年10月18日付で高知地方裁判所へ同賠償を求めて提訴され、訴訟対応となっていたもので、今回同裁判所から、被告側に対し50万円の解決金支払いを含む和解案が提示されたものであります。和解案について検討した結果、提示された解決金額は妥当なものであり、県においても、早期に事件の解決を図ることが望ましいと認められるため、和解議案の議決を求めるものであります。私からの説明は以上であります。

◎大石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

お諮りいたします。

ほかの委員会が終わっていないため採決ができませんので、また後日ということですが、意見書だけ先にやりたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

#### 《意見書》

◎大石委員長 それでは、意見書の協議を行います。

執行部は退席をお願いします。

それでは、意見書を議題といたします。

意見書(案)2件が提出されております。

まず、防衛関係費の充実を求める意見書(案)が、自由民主党、一燈立志の会、公明党から提出されておりますので、お手元に配付しております。

意見書(案)の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎大石委員長 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ この意見書には賛同できかねます。防衛費の増額ということで、るる具体的に述べら

れていますけれども、今の現状の防衛費の、人も含めて、そこは検討されるように書いてありますが、増額ということについて、これから緊張をさらに高めるものになってまいりますので、その点については認められないということでございます。

◎ 不一致ということで。はい。

◎大石委員長 それでは、正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り、被害防止及び救済を求める意見書(案)が、日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付しております。

意見書(案)の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎大石委員長 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ 不一致でございます。非常に国民の関心も高いことだと思っておりますけれども、この1政府及び国会はのくだりの文章については、国会議員の一政治活動として注目を浴びている事案でございまして、政府また国会が、こういう一議員の政治活動に対して、この関わりを徹底して明らかにするということが役割が違うというふうにも思いますし、一切関係を断ち切るということについても、政府及び国会ということが主語については当てはまらないんじゃないかなというふうに思っておりますので、不一致とさせていただきますと思います。

◎ 不一致ですね。

◎大石委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

それでは、これで本日の委員会は、終わりたいと思いますが、採決の時間等につきましてはちょっと他の委員会との調整もございまして、また後ほど事務局から御連絡をさせていただきますというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

(16時26分閉会)